

【市長の政治姿勢について】

【市長の公約達成度について】

(一問目)

市長は「子どもたちの未来が輝くまちづくり」を基本理念に掲げられ、様々な施策を実施してこられました。また、「子どもたちが夢を大切にしながら活躍できる豊中の未来づくりを進めること」を使命として掲げておられますが、その使命を達成するために益々、ご尽力頂きたいと思います。さて、一昨年法律の制定をきっかけに、現在、地方創生が全国の地方自治体で進められています。昨年10月、本市においても、2040年に人口38万人が展望される取り組みをまとめた総合戦略を国に提出されたと同様です。国では、省庁移転なども検討されており、京都府は文化庁、徳島県は消費者庁、そして大阪府は中小企業庁や特許庁の移転に手を挙げています。一方、少子高齢化社会が進展する中、市長の仰る子どもたちが夢を大切にしながら活躍できる豊中の未来を創り上げていくには、当然、持続可能な行財政運営が必要不可欠であると考えています。これらのことを踏まえて、市長の政治姿勢や考えを伺いたいと思います。

市長就任以来、10年が経過しましたが、基本理念である子どもたちの未来が輝くまちづくりや使命である子どもたちが夢を大切にしながら活躍できる豊中の未来づくりはどの程度、実現、達成出来たと評価されているのでしょうか。実際に、子どもたちの未来が輝くまち、子どもたちが夢を大切にしながら活躍できる豊中が創り出せてきたと実感されたエピソードがあれば、あわせて教えて下さい。また、更なる推進のため、来年度の予算編成において、とりわけ思いを込めた施策があれば、お聞かせ下さい。

加えて、3期目の任期も半分が過ぎ、折り返しを迎えた現在において、3期目の選挙の際に掲げられた公約達成状況をどのように評価、分析されているのかお聞かせ下さい。また、今後の展望や見通しについても教えて下さい。

一方、市長は来年度の予算案において、3点を重点に編成されたと施政方針説明で述べられました。その一つに、持続可能な行財政運営の確立を挙げられています。現時点での豊中市の行財政状況を市長はどのように評価、分析されておられるのでしょうか。また、持続可能な行財政運営の確立に向けて、市長の意気込みをあらためてお聞かせ下さい。

最後に中央省庁の誘致に関してですが、中央省庁の一部が大阪に来ることを想定し、立地を考えた場合、ハイモビリティ都市として真っ先に豊中市が候補になるべきではないかと考えます。空港の玄関口であり、新大阪にも近く、霞が関との時間的距離は府内でもっとも短いのではないのでしょうか。こうした動きに乗り遅れることなく、むしろ、国の地方創生、大阪府の誘致活動を応援する意味でも、基礎自治体から立候補していけばよいのではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

<答弁>

私の政治姿勢に関するご質問についてお答えします。

子どもたちが健やかに育ち、学ぶまちをつくること。私が市政運営にのぞむ原点です。

このため、私はこれまで、義務教育施設を優先的に耐震化するなど、子育てや安心・安全にかかわる施策に取り組んでまいりました。また、平成25年4月には「子ども健やか育み条例」を制定し、子育て・子育て施策の総合的な体制づくりを整えたところであります。さらに現在では、待機児童ゼロに向けた取り組みや、小中一貫教育の推進などの取り組みを進め、施策展開の基盤づくりを図ることができたものと考えております。

今年の成人式で、豊中市出身の新成人4人で結成されたバンド「音×AiR(オンエア)」さん

が楽曲をライブで披露し、会場を大いに盛り上げて頂きました。また、昨年8月には、東丘小学校の子どもたちが国際宇宙ステーションの油井亀美也さんと無線で交信を行いました。これらは、子どもたちが夢をかなえ、活躍できた最近の事例であります。夢に向かうエネルギーを、まちの将来像へとつなぐ、今、本市が取り組むべき核心は、ここにあります。

来年度の予算編成においては、庄内地域の小中一貫校を柱とした「魅力ある学校づくり」に着手するとともに、小学校区の通学路に見守りカメラを設置してまいります。また、市政施行80周年を機に、本年秋に開設する文化芸術センターを活用した音楽あふれるまちづくりや千里中央地区などまちの拠点整備に向けた取組みを進めてまいります。

3期目の基本政策の進捗状況は、昨年4月時点で72%と評価しておりますが、今回の予算案では、少子化が進む南部地区について様々な展開をご提案しております。今後は引き続き、待機児童ゼロや豊中ブランド戦略に基づく魅力発信など、基本政策に掲げた取組みを進めてまいります。

次に、行財政運営についてですが、経常収支比率95%以下の達成や市債残高の大幅な縮減、各種の財政指標の改善など、改革の成果をあげてまいりました。

今後においては、社会保障関係経費の増大や市有施設の老朽化対策といった財政運営上の課題が想定される中、引き続き、全ての分野において事務事業や制度、しくみの見直しを行うなど不断の行財政改革に取り組んでまいります。

最後に、中央省庁の地方移転についてですが、地方の活性化、地方への新しい人の流れの創出など、メリットがあると考えておりますが、まずは都道府県単位で検討し、各自治体や民間事業者等との連携・協力を進めていくことが望ましいのではないかと考えております。

(意見・要望)

市長の政治姿勢についてご答弁頂き、市長の思いの一端を伺うことができました。とりわけ、子どもたちが夢を大切にしながら活躍できる豊中にしていきたいとの思いをあらためて強く感じることができましたし、3期目の市政運営を進めるにあたって掲げられた基本政策の進捗状況もお示しいただきまして、今後も着実に実現していきたくと思います。一点だけ市長に要望させて頂きませんが、公約達成度に関してのご答弁の締めくくりとして、「豊中ブランド戦略に基づく魅力発信など、基本政策に掲げた全項目を進めてまいります。」と仰られました。ぜひ、市長自らの情報発信、まちのPRにより一層、力を入れて頂きたいと思っております。情報収集や知識の習得などのインプットは、市長でなくてもできます。しかし、情報発信、PR等のアウトプットは、市役所の中で市長以上に発信効果が期待できる方、影響力のある方はいないと思っております。まちの魅力創造、魅力発信が期待される中、ぜひとも、自らを豊中PR大使と位置づけて、シティープロモーションの先導役として、市長自らの情報発信にご尽力頂きたいと要望しておきます。

【持続可能な行財政運営の確立について】

(二問目)

持続可能な行財政運営の確立について伺います。財政状況の評価指標の一つとして、経常収支比率95%以下の達成を常に仰られますが、3年前(平成25年3月)に出された「新・豊中市行財政改革大綱」の取り組み総括の中で、「経常収支比率95%という財政構造は当面の目標であったもので、中核市平均と比較してもまだ高めであり、極めて柔軟な財政構造という評価には未だ至りません。今後も財政の健全化を進め、健全な財政運営を持続する必要があります。」とまとめられています。3年たった今でも何とか経常収支比率95%以下を堅持している状況に対し、あらためて、市の見解をお聞かせ下さい。その上で、市として将来的な目標値及び計画値として経常収支比率をどれくらいまで下げていきたいと考えておられるのか教えて下さい。さらに、具体的な金額で言うと、歳入の増加と歳出の削減の合計で、どれくらい収支改善を図れば、目標とする経常収支比率を達成できる計算になるのでしょうか。一方で、市長は施政方針説明の中で、本市の財政状況について、「財務内容全体の一層の健全化を図ることができた」と述べられました。確かに、特定目的基金からの繰入運用を解消されたり、財政調整基金の積立額も増加するなど、一定、理解できる側面もありますが、減少傾向にあった経常収支比率が昨年度は上昇しましたし、今年度の予算編成では行わなかったシーリングを、来年度の予算編成においては復活するなど、財務内容の健全化が図れたとは言えない実態もあります。このことに対する市の見解を教えてください。

経常収支比率の抑制をはじめ、健全な財政運営を持続し、極めて柔軟な財政構造を作り上げていくためには、更なる行財政改革が必要ではないかと思えます。新・豊中市行財政改革大綱の取り組み総括の中には、「行財政運営においては恒常的・恒久的に事業や制度等を検証し、効率性や有効性の向上にはやむことなく取り組んでいく必要があります。」とあります。恒常的・恒久的に事業や制度を検証し、効率性や有効性を向上させていくためには、時間軸を伴った具体的な計画や数値目標が必要ではないでしょうか。これまで、一定の行財政改革の取り組みが効果を挙げてこられたのは、新・行財政改革大綱に基づいた新行財政改革プランがあったからではないかと思えます。行財政改革に特化した職務を担う課がなくなり、新豊中市行財政改革プランも終了し、新豊中市行財政改革大綱も総括されて以降、市としての行財政改革の取り組みの進捗状況や効果、課題が非常に分かりにくくなっているように感じます。そこで、市としての認識と、あらためて、時間軸を伴った具体的な計画や数値目標を示した行財政改革プランを作成してはと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市の経常収支比率の状況でございますが、当初予算ベースでは平成25年度以降95%以下を堅持するとともに、決算ベースにおいては平成26年度は前年度よりも高くなったものの、臨時財政対策債の一部や借換債の発行を抑制し、後年度の負担の軽減に努めたほか、長年の懸案であった特定目的基金からの繰入運用金の解消や、経済事情の変動などによる財源不足に備えるため財政調整基金への積み立てを行うなど、財務内容全体の一層の健全化を見据えた取り組みを、ようやく行うことが出来るようになったものでございます。

これは、予算ベースで一定の水準を確実に維持することが、安定的な財政運営の前提にあるものと考え、予算編成時において物件費等の抑制に伴う歳出削減や、歳入面において

は国・府支出金等の確保はもちろんのこと市税等も含めた自主財源の確保など、財政構造のバランスを図ってきたためであると考えております。

次に、将来的な目標値及び計画値でございますが、今後も社会保障関係経費などの義務的経費の増大や、市有施設の老朽化対策など、中・長期的に増大する財政需要や多様化する市民ニーズへの対応が必要となってまいりますので、経常収支比率の95%以下やプライマリーバランスの均衡のほかに、市債残高の減少、財政調整基金の確保など、財政の健全化を図る取組みを一層進め、持続可能な財政基盤を構築してまいりたいと考えております。

また、行財政運営方針に掲げている決算での経常収支比率中核市平均以下達成の目安としましては、平成25年度決算ベースで試算しますと約12億円のねん出が必要となるため、人件費や扶助費、公債費など毎年度経常的に必要な義務的経費などの削減や、市税など毎年度経常的に収入される一般財源の増収などを図る必要がございます。

次に、枠予算のシーリングでございますが、限られた財源のなかで、効果的・効率的な施策の展開につなげるためには、取組みの優先順位付けや資源配分を行い、全体最適化を図る必要がございます。

平成28年度予算編成においては、多様化する市民ニーズなどに対応するため、経常的な経費の更なる精査等を図るなかで、資源の最適配分を行うとともに、社会保障関係経費のさらなる増大など、中長期的な課題への対応が必要であると考え、実施したところでございますので、よろしくお願い致します。

行財政改革にかかる計画の作成についてですが、平成24年度に策定しました『新・豊中市行財政改革大綱の取組み総括』において、これまでの行財政改革の取組みの成果と課題を明らかにするとともに、今後の行財政運営の取組みの方向性を示しました。

さらに、平成26年度から、政策推進上の重点課題を設定し、そのために必要となる予算や組織、人員体制を検討するための考え方や数値目標などを示した行財政運営方針を策定し、これに基づき行財政運営基盤の充実・強化に取り組んでいるところですが、社会経済情勢が大きく変化するなか、本市のさらなる活性化・発展に向けた様々な施策展開を支えることができる行財政運営基盤を計画的に構築していくため、中期的な観点から行財政運営における取組みの具体的な方向性と目標を示した中期の行財政運営の方針を策定することとしております。

また、個別の事務事業については、ごみ収集運搬事業や学校用務など過去からの改革の取組みのなかで継続課題となった事業を特定事業として選定し、事業の見直し内容とその取組み工程を明らかにし、毎年度、進捗状況を公表しているところですが、現在、他の事務事業についても、公民役割分担の最適化の観点から見直しの検討を進めており、今後、見直し内容と取組み工程を明らかにし、市全体として進捗管理していく予定としています。

行財政改革については、行財政運営方針にも示していますとおり、「事務事業の再構築」「連携・協働の推進」「市有施設の有効活用」「簡素で効率的な執行体制づくり」に取り組んでいくとともに、個別の事務事業の見直しについても、総務部において全庁的な調整を行いながら、計画的に取組みを進めていきたいと考えております。

(意見・要望)

持続可能な行財政運営の確立についてですが、今年度の予算編成では行わなかったシーリングを、来年度の予算編成においては復活されましたし、経常収支比率95%以下を達成しているとは言え、中核市平均と比較すると高いわけで、行財政運営方針に掲げている決算での経常収支比率の中核市平均以下の達成は未だ果たされていません。しかも、

ご答弁では、平成25年度決算ベースでの試算で約12億円の捻出が必要とのことで、引き続き行財政改革を推進し、着実な成果をあげていく必要があると思います。その点において、来年度、中期的な観点から行財政運営における取組みの具体的な方向性と目標を示した中期の行財政運営の方針を策定されるとのこと、加えて、現在は特定事業のみを選定し、事業の見直し内容とその取組み工程を明らかにし、毎年度、進捗状況を公表されていますが、他の事務事業についても、見直し内容と取組み工程を明らかにし、進捗状況を明らかにする考えもお示しになられたことは高く評価します。是非とも、誰にとっても分かりやすい具体的な目標値や取組み工程を明らかにするとともに、進捗状況の定期的な報告を要望しておきます。

【中央省庁の誘致について】

（意見・要望）

中央省庁の誘致についてですが、市長の姿勢ひとつで、豊中市の名前が全国に知れることとなり、国からもハイモビリティ都市として注目されることだと思います。国に対しては、豊中市のためになる取り組み姿勢を求めています。

【組織・機構の改編について】

(一問目)

組織・機構の改編について伺います。まずは、予防接種事業を担う組織の再構築について伺います。新年度の組織機構の改編のうち、市民の健康保持及び危機管理体制の強化を図るため、健康増進課所管の予防接種業務について、インフルエンザをはじめとした感染症対策を担う保健予防課に移管し、一体的に取り組むとされていますが、現状での課題、所管課を移管することによる効果について詳しくお聞かせ下さい。次に、市立豊中病院における、ベッドコントロールセンターの設置について伺います。救急車による搬送や救急外来からの緊急入院、地域の医療機関からの入院依頼などに速やかに対応し「断らない医療」を一層推進するため、空床や予定入院の状況などをリアルタイムに把握し、病棟内及び病棟間の調整を行うために設置するとされていますが、現状における課題、この取り組みにおいて期待される効果について詳しくお聞かせください。

<答弁>

新年度の組織機構の改編のうち、健康福祉部にかかる部分についてお答えいたします。現在、予防接種に係る業務につきましては健康増進課が所管し、業務に係る専門職として看護師が配置されています。予防接種の目的は、予防接種法において「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」と定められており、「健康増進を図る」というよりも、「健康の保持」が重要であり、予防事業としての観点がより適切と考えます。そのことから、現在の「健康づくり」から「健康危機管理」に位置づけを変更し、感染症対策を所管するとともに、健康危機管理担当の医師を配置する保健予防課に業務を移管し「健康危機管理」の一環として一体的に取り組むことにより、市民の安心・安全を一層高めることができると考えます。向上が期待できる業務例といたしましては、VPD（vaccine-preventable disease＝ワクチンで予防できる疾患）への対応、新型インフルエンザ等パンデミックの際の適切かつ確実な対応、また、予防接種等による健康被害の救済措置への対応等が挙げられます。いずれも感染症健康危機管理のうえで今後一層重要な課題であります。感染症は、ひとたび発生して拡大すれば個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、そのためにも迅速な初動対応が拡大防止の第一要件であることから、業務を移管し、組織の再構築を行うものです。本市といたしましても、今後も引き続き、保健所の役割を果たすべく、より専門性を発揮し更なる健康危機管理の整備に取り組んでまいります。

ベッドコントロールセンターに関しますご質問にお答えいたします。

当院ではこれまで、救急外来や一般外来、地域の医療機関から入院依頼があった場合、それぞれの診療科や地域医療室が各病棟にベッドの空き状況を問い合わせし、ベッドを確保しておりました。このため、病棟に問い合わせが集中し、業務が中断したり、ひとつのベッドに2つの入院予定が入るといったようなことがありました。また、地域医療室においては医療機関から入院依頼があった場合、ベッドを探すのに時間を要していたため、当院からの返答を待っている間に別の病院に紹介されるということや、待っていただいたにもかかわらず結果として空きがなくお断りしなければならないようなケースもございました。

ベッドコントロールセンターは、このような課題を解消するため、病床の状況を一元的かつリアルタイムに把握し、患者さんの受け入れ態勢を確保するもので、昨年7月から試行的に

行っております。空床を一元的に管理することにより業務の効率化とともに、地域の医療機関からの受入れ依頼に速やかに対応することができるようになり、地域の医療機関との信頼関係の向上や救急要請に対する応需率の向上など、断らない医療の推進に繋がっております。

(意見・要望)

組織・機構の改編についてですが、予防接種事業を保健所に移管することによる効果がわかりました。以前から、中核市移行に伴う権限移譲は単に市でできることが増えるということを目指すのではなく、もともと市で行っている事業と権限移譲に伴う権限・業務とを有機的に連携させ、今まで以上の成果を出すことを目指してほしいと要望してきましたが、権限移譲に伴い保健所を市で運営することになって今回のような判断をされたことは高く評価をさせていただきたいと思います。あとは、業務遂行にあたって、市民目線に立った運営を心掛けていただき、日々、業務の改善に努めていただきたいと思います。

ベッドコントロールセンターについて、すでに試行的に行われ成果も出ているとのことであり、こちらも取り組みを高く評価させていただきます。この取り組みによって、病床利用率の向上にも寄与するものと思われ、より一層の病院の健全な運営に貢献することを期待致します。併せて、現在は紙ベースでベッドの空き状況を管理されているということですので、将来的にはコンピュータを使うなどシステムの導入も検討いただくことを要望しておきます。

【職員採用、業務のあり方について】

（一問目）

職員採用、業務のあり方について伺います。近年、少子化の影響もあり人材不足が各方面・業界で問題となっています。本市においてもそういった状況が起こっているのか、まずは市の現状についてお聞かせください。また、65歳以上で再任用期間の終わった人材も引き続き市で働いておられる現状がありますがどのような形態での採用になっているのかお聞かせください。今後の再任用職域の見通しや方針はどのようなものかあわせてお聞かせください。

＜答弁＞

本市の職員採用の現状につきましては、必要な人材は確保できていると考えておりますが、技術職など一部の専門職で応募人数が少ない場合がございます。応募人数を増やす取組みとして、採用説明会を開催したり、ウェブサイトによる採用情報の充実などを図っており、こうしたことを通じて人材の確保に努めているところです。

再任用期間終了後の65歳以上の任用状況については、業務内容に専門性があり、多様な手法を用いて募集を行っても採用が困難な場合などに限り、在職中に培った知識や経験を活かす形で、臨時職員などで雇用している場合がございます。

再任用職員については、いわゆる団塊世代の再任用期間の終了に伴い、減少する傾向にあることから、その業務内容を精査し、業務の効率化や外部活力の導入などを行いながら、すでに再任用職域の見直しを行っているところです。

今後、年金の受給開始年齢が順次引き上げられることに伴い、フルタイム再任用の任用期間が、段階的に65歳まで引き上げられることも踏まえ、最も効果的・効率的な業務執行体制の構築に取り組んでまいりたいと考えています。

（意見・要望）

職員採用、業務のあり方についてですが、市の職員採用の現状がよくわかりました。技術職など一部の専門職での応募人数が少ない場合があるとのことですが、その他の職種も含めて今後の動向を見極めながら、職員の質の確保という点からも一定の応募倍率が確保できるよう取組みを要望しておきます。

また、そもそも業務自体を市の直営で行う必要があるものかどうか、これまでは主に行革の観点で見直しが進められてきたと思いますが、そこに加えて人材確保の観点からも、市が直接雇用する職員がすべき業務か、外部活力を臨機応変に活用するべきか、あるいは機械化も含めた業務の効率化を図れないかという観点も今後ますます必要になると考えます。いずれにせよ、人材確保の観点からも持続可能な行政運営を目指していただくことを要望いたします。

【民間企業等経験者の採用について】

（一問目）

民間企業等経験者の採用について伺います。市は、これまで民間ノウハウの活用を図るため、民間企業等経験者の採用を行ってこられました。まずは、現在の応募要件とこれまでの採用実績を教えてください。また、実際に採用された方々が挙げられてきた具体的な実績をお答え頂くとともに、民間企業等経験者の採用に対する市の評価を教えてください。

＜答弁＞

本市では、平成15年度の採用試験から民間企業等経験者を対象とした事務職の試験を実施してきましたが、平成20年度に一般枠の事務職にかかる受験年齢の上限を25歳から30歳に引き上げたことにより、さまざまな職務経験のある多様な人材の確保が促進されたことを踏まえ、平成23年度以降は、民間企業等経験者に限った試験は実施していません。

民間企業等経験者を対象とした事務職の試験で、これまで採用された職員は61人、平成27年度に一般枠の事務職で採用された民間企業等経験者は14人です。

具体的な実績につきましては、IT関連経験者のシステム分野への配置や、法律関係の実務経験者の法制分野への配置などにより、民間企業の経験やノウハウを活かした効果的な事務執行につながったものと評価しています。

（二問目）

民間企業等経験者の採用について再度伺います。民間企業等経験者を採用したにもかかわらず、一般採用の方と同様な職務、職責を与えていたのでは、最大限、民間ノウハウが活用されない気がします。市として、採用後にどのような職務、職責を与え、どのような成果を挙げてもらふことを期待して民間企業等経験者の採用をされているのか教えてください。例えば、金融分野からの民間経験者を確保し、財政の健全化を図ってもらふ、不動産分野からの民間経験者を確保し、より効率的、効果的な資産運用、資産活用を図ってもらふ、広告業界や観光業界からの民間経験者を確保し、都市活力の向上、魅力創造、都市ブランドの形成に努めてもらうなど、具体的な施策に特化した採用もするべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。更に、高い指導力や推進力を発揮して頂くため、管理職等での採用も積極的に行っていくべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

市の業務を進めていく上では、行政経験によって培われる知識や技術などが不可欠な側面があり、民間企業等経験者においても、長期勤続を前提に様々な行政経験を積みながら、管理・監督職へ登用していくことにより、十分にその能力を発揮されることを期待しています。具体的な施策に特化した採用や管理職での採用につきましては、採用困難職種など一部の専門職においては有効な場合があることから、必要に応じて検討して行きたいと考えています。一般枠の事務職においては、本市人材育成基本方針により、長期勤続を前提に多様な職務を経験するキャリア形成が必要である旨を示しており、現時点ではそうした採用手法をとることは考えておりません。

(意見・要望)

民間企業等経験者の採用についてですが、ご答弁では「市の業務を進めていく上では、行政経験によって培われる知識や技術などが不可欠な側面があり、民間企業等経験者においても、長期勤続を前提に様々な行政経験を積みながら、管理・監督職へ登用していくことにより、十分にその能力を発揮されることを期待しています。」ということで、民間企業等経験者を採用しても即戦力として民間企業等経験者の経験やノウハウを活用する意識や意欲があまり感じられません。せっかく、民間企業等経験者を採用しても、様々な行政経験を積ませてから、活躍の場を与えるというのでは、一般採用者と何ら変わりませんし、せっかくの民間企業での経験やノウハウの効果的、効率的な活用が図れません。是非、民間企業等経験者の経験やノウハウが即座に活かせる即戦力としての人事配置や活用に努めて頂きたいと思います。また、「具体的な施策に特化した採用や管理職での採用については、一部の専門職においては有効な場合があることから、必要に応じて検討して行きたい」とのことですので、是非、広告業界や観光業界からの民間経験者を確保し、都市活力の向上、魅力創造、都市ブランドの形成に努めてもらうとか、金融分野からの民間経験者を確保し、財政の健全化を図ってもらうとか、不動産分野からの民間経験者を確保し、より効率的、効果的な資産運用、資産活用を図ってもらうといった具体的な施策に特化した採用を積極的に検討して頂き、採用して頂くことを強く要望しておきます。

【中小企業への支援制度及び評価制度について】

(一問目)

市内建設工事における中小企業への支援制度及び評価制度についてお尋ねします。年明け以降、株価が乱高下したり、日銀がマイナス金利制度を打ち出すなど、日本を取り巻く経済状況は非常に厳しい所にあります。9月定例会において我が会派は、市内業者への工事発注件数が増加していることは評価する中、まだまだ経営が厳しい地元建設業者に対する支援制度について提案を含めてお尋ねしたところ、工期の途中で前払金を2割追加で支給できる中間前払い金制度や市が工事請負代金債権の譲渡を認めることにより、工事請負業者が融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度について平成28年度導入に向けて取組むとのことでしたが、その後の進捗状況についてお聞かせ下さい。

<答弁>

既に前払金を支払った建設工事において、一定の要件を満たした場合に、契約金額の20パーセントの前払金を追加して支払う中間前払い金制度及び国において、平成33年まで制度を延長した地域建設業経営強化融資制度の導入については、庁内検討組織で検討を行い、平成28年4月以降に入札手続きに入る案件から適用することとしておりますので、よろしく申し上げます。

(二問目)

建設工事における中小企業への支援制度及び評価制度についてですが、平成28年4月発注分から中間前払い金制度と地域建設業経営強化融資制度を導入するとのこと、答弁を了解しました。地元建設業者に対し、周知するようお願いいたします。そこで次に、建設工事における中小企業への評価制度についてお尋ねします。建設工事においては、工事検査評点制度を導入し、優良な事業者の育成に努めていると聞き及んでいますが、価格だけで請負業者を決定する一般競争入札や指名競争入札では、良い工事をしようという原動力にはならないと感じます。優良な事業者の育成に資する評価制度が有効であると考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

建設工事における中小企業への評価制度についてでございますが、市内業者の施工能力及び本市への貢献度の向上を図ることを目的に、平成27年4月から建設工事の発注に際し、総合評価一般競争入札(特別簡易型)を試行導入しております。

この方式は、価格評価だけでなく、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度、及び履行義務違反の4つの評価項目について、評価を行うものです。企業の施工能力の中で、過去2年間に取得した工事成績評定点を評価することとしており、100点満点中80点以上を取るとプラスに評価し、65点未満を取るとマイナスに評価することにより、市内事業者のやる気を引き出す仕組みとしております。また、実際に配置された技術者や市内下請の割合が、提案時より下回った場合には、履行義務違反としてマイナスに評価することにより、提案内容の履行の確保に資する仕組みとしております。

平成27年度の試行結果を踏まえ、平成28年度からは、2つの評価項目を追加する予定です。

1つ目は、障害者の雇用状況や更正保護における就労支援を評価する社会貢献度を導入

します。

2つ目は、過去3年以内の入札参加停止などの処分歴等についてマイナス評価とすることとしております。新たに追加するマイナス評価は、入札参加停止措置や契約解除などを受けた時期や件数に応じて評価するもので、市内業者の施工能力や安全管理能力の向上及び育成につながる評価制度としておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

建設工事における中小企業への支援制度及び評価制度について平成27年度から試行している建設工事の総合評価一般競争入札における評価項目と配点を見直し、優良な地元事業者の育成を促し、事業者自身のやる気につながる評価制度を実施することと、答弁を了解しました。地元建設業者は、本市の公共工事を進める上で、欠かせない存在です。今後とも地元建設業者への支援や育成のために取り組んでいただけるよう強く要望します。

【防犯カメラ大量設置の功罪について】

（一問目）

防犯カメラ大量設置の功罪について伺います。社会の複雑・多様化、他人への無関心や従来型の捜査力だけでは対応できない状況の中、犯罪抑止における防犯カメラの威力は益々その存在感を発揮しています。今回、防犯カメラの大量設置に取り組まれるようですが、その背景と経緯、設置台数と取り付け手法、財源的措置について教えてください。

また、これまで自治会への補助で設置してきた既存事業や耐用年数を過ぎつつある服部天神駅周辺や新千里東町のスーパー防犯灯についてはどのように扱われるのか、お答え下さい。

＜答弁＞

見守りカメラ事業の背景や経緯につきましては、子どもが巻き込まれる痛ましい犯罪等が全国で多発する中、通学路を中心に防犯カメラを設置、維持管理することで街頭犯罪、侵入盗などを未然に防止し、犯罪の無い安全・安心のまちづくりを推進するため、検討を重ねてきたところであり、防犯協議会や青少年健全育成会からも防犯カメラ設置の要望を頂いているところでございます。

設置台数ですが、小学校区単位での設置を進めていく考えでございまして、1校区平均30台、市内41校区で1,230台の設置を考えております。取り付け手法につきましては、防犯協議会、PTA、青少年健全育成会など出来る限り多くの諸団体や市民に対して事業の説明を丁寧に行った後、防犯カメラ設置の意向確認を行い、設置の合意ができた地域の方々と設置場所等の協議を進めて行こうと考えております。

財源措置につきましては、特定財源として公益財団法人大阪府市町村振興協会の助成制度を一部活用するとともに、多くは一般財源で執行することとしておりまして、カメラ本体の契約につきましては、保守管理の負担軽減や予算の平準化を図るため、リース契約にする考えでございまして。

次に、市内の既存の防犯カメラについてですが、服部天神駅周辺のスーパー防犯灯につきましては、平成27年3月に防犯カメラに更新し、維持管理を行っております。新千里東町のスーパー防犯灯につきましては、老朽化が進み故障があると聞いておりまして、維持管理を行っている大阪府警に対し、適切な管理を要望していく考えでございまして。

本市が行ってきております、自治会への防犯カメラ設置補助の既存事業につきましては、平成28年度におきましても同様に補助を続け、自治会の自発的な防犯活動を支援していく考えでございまして。

（二問目）

防犯カメラ大量設置の功罪について再度伺います。暮らし安心・安全見守りカメラ事業の背景と経緯、設置台数と取り付け手法や財源措置、その他、今後の考え方等については分かりました。特に厳しい財政状況の中で照明のLED化を進めたケースと同じく、初期投資を抑え一斉設置を可能とするリース方式を採用されたことや取り付けにおいても地域各種団体の意向確認や意見集約をお願いすることで市民の防犯に対する当事者意識や地域力向上に資する手法を取られることは高く評価いたします。

そこでお聞きしますが、事件があった時の画像抽出についてはどのような方式を採用されるのか、また、運用にあたって市の役割と警察との関係についてはどのように考えておられ

るのかお聞かせください。次に、既設の防犯カメラについてですが、自治会への補助による既存事業については引き続き支援していくということですが、新規事業との関係や更新時の取り扱いはどのように考えておられるのかお聞かせください。また、急激な社会状況の変化の中で防犯カメラの設置が全国的に急増していますが、犯罪捜査や抑止に大きな効果があることは認めつつも、ハード機器に対する過度な依存から市民の防犯当事者意識の希薄化や際限のない監視社会への流れ、将来にわたっての恒常的なコスト負担についても危惧されます。市はこうした状況変化をどのように考え、どうあるべきと考えておられるのかお聞かせください。

服部天神駅周辺の防犯カメラについては理解しました。また、平成14年に国の予算で設置された新千里東町のスーパー防犯灯については、地元からの国や府への要望により平成28年度の大阪府の予算において修理またはシステム入れ替えも含めた方向で検討されていると豊中警察から聞いておりますので、市からの働きかけや新設の防犯カメラとの連携についてもよろしくお願い致します。

<答弁>

録画画像の抽出方法についてですが、現在、本市が維持管理を行っております防犯カメラの録画画像の取り扱いと同様に、直接カメラ本体から記録媒体を取り出す方法を基本として考えておりますが、運用負担の軽減のため、無線などによる画像データの抽出についても、セキュリティや費用などを含めて検討してまいります。

次に、運用にあたっての市の役割と警察との関係につきましては、現在、本市が防犯カメラ設置及び管理運営に関する要綱で定めておりますルールを基本に、事件捜査を行う警察署とさらに協議連携を行い、個人情報保護や画像の利用制限の徹底を図ってまいります。

自治会補助事業と見守りカメラ事業との関係であります。自治会向けの設置補助事業は、カメラの更新にも利用できることや、見守りカメラ以外にも設置していきたいとする自治会も想定できることなどから、しばらくは見守りカメラ設置事業と並行して事業継続し、申請の推移を見極めながら、今後の判断を行っていきたいと考えております。

防犯カメラの設置による市民の防犯当事者意識の希薄化の危惧についてであります。見守りカメラの設置の際には、地域の市民意見をしっかりと伺い、市民と協働してカメラを設置していくことで、市民の防犯意識の高まりにつながると考えております。また、見守りカメラが校区に設置された後も、従来から行っていた登下校時の子ども安全見守り活動や、青色回転灯防犯パトロール活動などを継続して続けていただくことで防犯意識を高め、見守りカメラと相まって犯罪抑止の効果につながるものと考えております。

次に、監視社会への際限ない流れの危惧につきましては、見守りカメラ設置後も、カメラの運用状況を見極めるとともに、機器の更新期などには校区の市民や関係団体に改めて意見を求めるなど、見守りカメラの効果について検証し、設置場所等を見直していきたいと考えております。

また、将来にわたっての恒常的なコスト負担の危惧についてですが、見守りカメラ設置にあたっては、今後、市民の安全を一定のコストをかけて確保していくこととなりますが、設置を希望する地域の市民と協働して効果的に設置することで、コストに見合った効果を上げることができるものと考えております。

(意見・要望)

防犯カメラ大量設置の功罪についてですが、録画画像の抽出方法については、直接

カメラ本体から記録媒体を取り出す方法を基本とされるようですが、高所作業を伴う記録媒体の回収では危険を伴う人的負担が問題となりますので、無線通信により録画画像を抽出する方式を採用するとともに、答弁にもあった警察との協議や連携をしっかりと行い、特に個人情報の保護や画像の利用については一定の歯止めがかかるようお願いしておきます。自治会補助事業と見守りカメラ事業との関係についてはわかりました。

次に防犯カメラが際限なく増加する傾向については、光と影の部分もあり放置できることではありません。安心・安全地域システムの主役はあくまでも人であって防犯カメラはそれを補足するものでなければなりません。答弁にもあった「子ども安全見守り活動」や「青パト」活動などはもちろんのこと、地域コミュニティでの「挨拶声掛け運動」なども地域社会に対する帰属意識や防犯当事者意識の向上に欠かすことはできません。結局は地域力をつけることでカメラ設置台数の拡大に歯止めをかけることが大切で、コミュニティ政策課や教育委員会、校区福祉や地域防犯など様々な関係者との連携が大切だと意見しておきます。

【トレーラーハウスについて】

（一問目）

トレーラーハウスについて伺います。トレーラーハウスは一定の基準を満たす場合において、建築基準法の適用外となり、建築物ではなく車両として扱われることから、自治体でも利用されているケースがあります。豊中市は36.6K㎡しかなく、トレーラーハウスによって土地の効率的な活用が図られるのではないかと考えます。東日本大震災においては、トレーラーハウスを転用して仮設住宅となったことから、公共施設での利用が注目されています。そこでお尋ねしますが、危機管理上、公共施設にトレーラーハウスを利用することについて市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

大規模な災害時において、一時的にトレーラーハウスを仮設住宅や仮設公共施設等として活用していくことは一定の有用性があると考えるところですので、今後、他市の利用例を参考に研究してまいりたいと考えています。

（二問目）

トレーラーハウスについて再度伺います。長野県千曲市では既存施設では増築できない保育所にトレーラーハウスを設置し、集団生活が困難な子どもの病気回復のための病児病後児保育施設として活用しています。今後、公園内に保育所を設置する話も聞いていますが、活用の可能性について市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

トレーラーハウスの保育所としての活用の可能性についてですが、保育所の認可にあたりましては、基準条例や認可要綱等の設備に関する基準を満たしかつ必要書類として建物の検査済証を求めていますので、それらの要件を満たしていることにより、保育所として認可が可能となりますので、よろしくお願ひします。

（意見・要望）

トレーラーハウスについてですが、東京都江戸川区では河川敷に運動公園を設置しましたが、河川法上、建築ができないことから、トレーラーハウスを活用して公園事務所を設置しており、災害時には移動できる体制を整えています。豊中市においても施設整備において、公園の事務所やトイレなどについての活用を検討することを要望しておきます。加えて、全ての部局に対して要望しますが、災害時の施設利用を念頭において、倉庫や事務室、コミュニティルームなどの整備をして頂きたいと思ひます。

【豊中ブランド戦略について】

(一問目)

豊中ブランド戦略について伺います。この戦略の策定の背景として、将来の人口減少社会の進行によるまちの活力低下の恐れがあること、各都市の魅力発信の取り組みが活発化し、本市が埋没する恐れがあること、北摂地域で、人、モノ、情報等を集積させる大規模開発等の進行が挙げられています。これら策定の背景を踏まえて伺いますが、将来の人口減少社会の進行を抑制するため、また、まちの活力の低下を食い止めるために、市としてどのような世代や世帯をターゲットにし、どのような施策を展開していくことが最も効率的、効果的と考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。一見すると豊中市のブランド戦略は総花的で、魅力を発信するターゲットが不明確、言い換えると絞り切れていないように思いますが、施策や予算配分についても選択と集中が求められる中、戦略的に豊中の魅力を発信していくターゲットも選択と集中が必要ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。例えば、一昨年に日本創生会議が発表した消滅可能性都市の定義としては、2040年時点での20～39歳の女性人口が半減する自治体としていますが、将来の人口減少社会の進行によるまちの活力の低下を防ぐために、この世代に特化したブランド戦略にしても良いのではないかと思いますが見解をお聞かせ下さい。さらに、ブランド戦略を策定し、より効率的、効果的に施策を展開していく上では、様々なデータの分析が求められると思いますが、現状として、まだまだデータが乏しいように思います。例えば、10歳刻みの世代ごとの今後の人口推計値や市内のエリアごとの転入、転出の人口推計値などは取られていません。今後、より効率的、効果的に施策を展開していく上で、必要となるデータとしてどのようなものが考えられるか、また、今述べたようなデータの収集を実施する考えがあるのかについても市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず、ターゲットと効率的・効果的な施策展開の考え方についてであります。ブランド戦略では、年齢や性別などにかかわらず、一人ひとりが自分らしい暮らしを創造できるまちであることを、ブランドアイデンティティ、すなわち豊中が大切にすべき理念であるとしております。施策展開にあたっては、9つの人物像を設定するなど、この理念を具体化していくことが豊中ブランドの向上に効果的であると考えております。

ターゲットの選択と集中についてであります。ブランド戦略のこの理念は、誰もが自分のこととして捉えて頂くことが大切であることから、特定の層のみを対象にするものではございません。

20歳から39歳の女性に特化した戦略にしてはどうかについてであります。リーディング事業の一つとして「地域全体で子どもを育む環境づくり」や「子どもたちの確かな学力の向上」など、子育て世代を意識した施策も実施することとしております。

最後に、施策展開に必要なデータについてであります。ご指摘のような細かな年齢ごとの人口推計や、地域ごとの転出入数に加え、市外の方々の認知度なども把握しておく必要があることから、今後は関係各課とも連携しながら、戦略推進に必要なデータ収集を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

(二問目)

豊中ブランド戦略について再度伺います。ブランド戦略の実施期間、進捗管理、見直し等

については、どのような時間軸で考えておられるのか教えて下さい。また、今回、策定される戦略がどの程度、効果を挙げているのか、また戦略に基づいて実施する各種施策の効果測定を、どのような評価指標で、どのような対象に、どのような手法で実施される予定なのでしょうか。市民だけでなく、市外の方へのインターネット等を活用した意向調査も検討されているようですが、市は、これまでインターネット等を活用した意識調査については否定的だったように思います。インターネット等を活用した意識調査を実施することにした理由と、今後は積極的にインターネット等を活用して意識調査を実施されるおつもりなのか、併せてお答え下さい。

<答弁>

実施期間や進捗管理などについてでございますが、本戦略を進めていくにあたっては、平成27年10月に策定された「豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合わせ、31年度までを第1期の計画期間としています。

また、審議会の意見をお聞きしながら、1年ごとに進捗管理を行い、4年後に本戦略を総括し、必要に応じて見直し等を行います。

効果測定の指標と致しましては、例えば、「豊中市に住みたいと思う市民の割合」や「社会増加数」など、既存の統計データなどによって把握が可能な指標に加え、本市のブランドアイデンティティの認知度のような、新たに市外の方へのインターネット調査等の結果から把握する指標なども用意し、効果を測定してまいりたいと存じます。

インターネット等を活用した調査につきましては、市外にお住いの方への調査の場合は、住民基本台帳を用いた対象者の抽出が、市独自では困難なことから、インターネット等を活用し調査を行うことを検討しているものでございます。

そのため、今後の意識調査すべてを、インターネット等を活用して行うものではございませんのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

豊中ブランド戦略についてですが、ご答弁では「ターゲットと効率的・効果的な施策展開の考え方について、ブランド戦略では、年齢や性別などにかかわらず、一人ひとりが自分らしい暮らしを創造できるまちであることを豊中が大切にすべき理念である」、また、「ターゲットの選択と集中について、ブランド戦略の理念は、誰もが自分のこととして捉えて頂くことが大切であることから、特定の層のみを対象にするものではない」とのことでした。ブランド戦略は将来の人口減少社会の進行によるまちの活力低下の恐れがあること、各都市の魅力発信の取り組みが活発化し、本市が埋没する恐れがあることから策定されたにもかかわらず、市としてどのような世代や世帯をターゲットにするのか全く絞れておらず、戦略とは名ばかりのものとなっています。これから全庁的に、全職員が一丸となってまちの魅力を発信し、将来の人口減少の進行に歯止めをかけ、まちの活力低下を抑制しなければならない中、その目的を達成するために特にまちの魅力を発信すべき対象者、つまりどのような世代や世帯の方々に住んでもらいたいのか、転入してきて欲しいのか、また、そのために集中して実施すべき施策やPRすべき点が全く明確ではありません。少子化やまちの活力低下を抑制するために、市が焦点をあてるべき、魅力を創造し、PRすべき世代や世帯は絞られてくるはずです。戦略という言葉の意味をあらためて考えて頂き、施策や予算配分についても選択と集中が求められる中、戦略的に豊中の魅力を発信していくターゲットの明確化、選択と集中がしっかりとされた真のブランド戦略の構築を強く要望しておきます。

【高校ラグビー100年について】

（一問目）

高校ラグビー100年について伺います。昨年のラグビーワールドカップで日本は空前のラグビー人気となりました。2016年はリオデジャネイロオリンピックが開催されますが、7人制ラグビーが種目として追加され、オリンピック競技にラグビーが復活します。2018年は高校ラグビーの全国大会が豊中グラウンドで行われて100年の年にあたり、2019年は日本でラグビーワールドカップが開催されます。高校ラグビー発祥地として、本市がPRする絶好の機会が訪れますが、市の取り組み姿勢についてお聞かせください。また、2016年度は日本で初めて高校アメリカンフットボールの公式戦が行われて70年の節目を迎えますが、市の取り組み姿勢についてお聞かせください。

＜答弁＞

高校ラグビー発祥の地としての市の取り組みにつきましては、第1回大会が大正7年（1918年）に豊中グラウンドにおいて開催され、平成30年に100周年を迎えますことから、ラグビーブームの時宜にかなった顕彰事業について、地元の高校やスポーツ関係団体等と協議をしながら、検討してまいりたいと考えております。

あわせまして、平成28年度は、日本初の高校アメリカンフットボールの公式戦70周年を迎えますことから、このことにつきましても、イベント等を開催し、数々の高校スポーツ発祥地であることを広くPRしてまいりますので、よろしく願いいたします。

（意見・要望）

高校ラグビー100年についてですが、昨年は野球で大きな盛り上がりを見せ、メモリアルパークの整備も進められます。あわせてサッカー、ラグビー、アメリカンフットボールもPRをしっかりとって頂きたいと要望しておきます。

【ローズ球場の再整備とスポーツ振興基金について】

(一問目)

ローズ球場の再整備とスポーツ振興基金について伺います。ローズ球場の再整備に向けて、今後、具体的に構想案を実行していくためには、タイムスケジュールに則った協議が必要と考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。次に、平成27年12月定例会の一般質問で、スポーツ振興基金の概要についてお伺いしましたが、まずは改めて基金の目的と内容についてお聞かせください。また、基金の原資を増やす方策の一つとして、広く寄付を募ることは欠かせないと考えますが、この点に関して、現在、市で具体的に検討されている取り組みがあれば、お聞かせ下さい。

<答弁>

ローズ球場の再整備とスポーツ振興基金に関する3点のご質問にお答えします。

まず、最初にローズ球場の再整備についてであります。既存の体育施設全体の改修計画を策定しておりますが、その中で、ローズ球場につきましては、来年度に基本計画の策定に着手していくこととしており、現在、改修にあたって影響がある公園や道路を所管する関係部局と協議調整を行っているところでございます。

次に、スポーツ振興基金の目的と内容についてであります。本市のスポーツ推進ビジョンに基づき、健康と体力向上に向けた事業や体育施設の改修等に必要な財源に充てるため、ふるさと納税制度の枠組みの中で、市内外の個人や企業、団体等から幅広く寄付を募るものでございます。

最後に、寄付を募るための具体的な取り組みであります。広報やホームページでのPRに加え、現在、豊中のまちづくりや地域の活性化にかかる事業を行うべく、民間企業との包括的な連携協定の締結について協議を重ねているところでございまして、その中には、本市オリジナルデザインのカードを発行し、そのカードでの売り上げの一部を、スポーツ振興へご寄付いただくことについても協議調整しているところでございますので、よろしく願いいたします。

(二問目)

ローズ球場の再整備とスポーツ振興基金について再度伺います。ローズ球場の再整備に関しては、平成28年度に基本計画の策定に着手していくための関係部局との協議調整を進めておられるということですので、答弁を了解しました。我が会派は、当初、高校野球発祥の地として、100周年に合わせたローズ球場の改修を提案して参りましたが、課題整理のため、実現しませんでした。是非、夏の選手権100回大会を目指して、整備実現に向けての取り組みを要望しておきます。

また、スポーツ振興基金については、より幅広く、多くの方々が寄付を寄せて頂けるよう、今、民間企業との包括的な連携協定締結に向けて協議中ということで、新たな取り組みを進めておられることは、評価したいと思います。

しかし、体育施設の改修等は、相当の財源を必要とすることから、その財源確保のため、例えば、市たばこ税や競艇組合収入配分金がありますが、事業推進のため、基金にこれらの収入から計画的に一定額を積み立てることを提案したいと思います。市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

市たばこ税および競艇組合収入配分金の用途についてのご質問にお答えいたします。
市たばこ税などの普通税につきましては、用途が定められておりませんので、一般財源の中の特定の税金にのみ着目して、基金に積み立てることは難しいと考えております。
しかしながら、施設の改修や更新に係る費用の各種基金への積立てについては、後年度の負担軽減を図るために、今後策定する公共施設等総合管理計画、収支見通し等を勘案しながら、対象となる施設の事業規模等に応じて所管部局とともに具体的な検討をまいりたいと考えております。

また、競艇組合収入配分金については、モーターボート競争法第31条にて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとしてされており、豊中市ではこれらの事業に対して当該年度の財源として活用しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

ローズ球場の再整備とスポーツ振興基金についてですが、市たばこ税や競艇組合収入配分金からの一定額を、スポーツ振興基金へ積み立てていく事についての市の答弁は一定理解をしますが、26年度の決算によると、市たばこ税については約26億5千万円あり、競艇組合収入配分金は約8千万円で、合計で約27億3千万円あるわけです。これらの収入の用途について市民に見える化を図ることも必要と考えますし、かつ、体育施設やローズ球場の改修等には相当額の財源の確保が必要であり、スポーツ振興基金の中で特化した施設整備のための目標額を設定し、財源を確保することが事業推進に必要不可欠と考えます。そのことが、後年度の負担軽減にもつながるものと確信しております。今後は所管部局と具体的な検討をしていくとの事ですが、ここはぜひ、市長の公約実現のために、市長の英断を強く要望しておきます。

【産業振興について】

(一問目)

産業振興について伺います。新年度予算の中で、住工混在防止に向けての手法の調査研究という項目が上がっておりますが具体的にはどのような方法を考えておられるのか、方向性について詳しくお聞かせください。またこれはあくまで『防止』という表現になっており、すでに住工混在が進んでいる地域における『解消』の取り組みではないと推察しますが、『解消』に向けた取り組みは検討されていないのか併せてお聞かせください。

次に産業振興審議会の新設について伺います。この審議会の役割について詳しくお聞かせください。

次に産業振興の観点から、中小零細事業者向けの人材不足解消の取り組みについて伺います。中小零細事業者の中には業績が比較的優良な事業者も存在していますが、その規模や知名度の無さもあってか、求人に対してなかなか人材が集まらないといった声が聞かれます。『人がいればもっと仕事を引き受けることができるのに…。』というもったいない話を無駄にしないためには、事業者向けの求人支援が重要と考えますが、市として何らかの取り組みをすべきではないかと考えます。現在、就職困難者向けの支援という、求職者側から視点でのアプローチは若干あると理解しておりますが、直接求人側への何らかの取り組みは検討できないか市の見解をお聞かせください。

<答弁>

最初に「住工混在防止に向けての調査研究」についてであります。昨年度に策定しました「企業立地促進計画(全体編)」に基づき、事業所の安定的な操業環境を形成するため、事業者や住民、土地所有者などへアンケート調査や意見交換会を実施します。同時に、準工業・工業地域に見合った適切な土地利用への誘導策や支援制度などについて、先行的な事例を収集するとともに、住工混在が進んでいる地域における操業への不安を解消するための方策につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。次に産業振興審議会の役割についてであります。本市の産業振興についての重要事項の調査審議をいただくものでございます。当面の審議案件といたしましては2点でございます。1つめは、企業立地促進にかかる事業をさらに進めるための、都市計画や具体的な方策。2つめは、中小企業振興の基本方針である中小企業チャレンジ促進プランが見直し時期を迎えることから、環境の変化に対応できる、自立した企業の育成をはじめとした、同プランの基本姿勢を実現するための新たな取り組みについてを当面の論点としておりますので、よろしくお願い致します。

地域就労支援事業における就労困難者をはじめとした求職者支援を積極的に展開しておりますが、事業者支援の取組みは、就労支援の取組みと車の両輪の関係であると認識しており、この観点から市独自に無料職業紹介事業を実施し、市内事業者の人材確保の支援を行っています。

具体的には、業務の切出しや構造化等を通じて、高齢者や女性、障害者等を戦力として活用できる業務の創出を行うことにより求職者とマッチングを行っているほか、事業者が多くの求職者と出会う場としての若者面接会や女性のための面接会等市主催の合同面接会を実施しているところです。さらに、企業が具体的にどのような仕事をしているかを求職者に知っていただくために、ものづくりや介護などの事業所見学会を実施し、人材確保の支援を行っています。

(意見・要望)

産業振興についてですが、住工混在への取り組みについては理解致しました。事業所の存在はすなわち雇用の場の確保につながることであり、雇用の無い都市は長期的には消滅してしまう可能性を秘めていることが指摘されています。ぜひとも、市内事業者の操業環境を守るためにも積極的な取り組みを要望致します。

産業振興審議会についても理解致しました。今回の審議会は時限的なものではなく、恒常的に設置するものであるとも伺っております。この分野の基本計画に産業振興ビジョンというものがあります。平成2年に策定され、26年が経過しておりますが、今でもエッセンスとしての機能は果たしていると考えますが、時代背景が当時とは変化してきていることを踏まえて、今一度、産業振興ビジョンをベースにしつつ市の産業振興全体を見渡して、戦略の方向付けをこの審議会で検討してもよい時期に来ているのではないかということ意見をとして申し上げます。

中小零細事業者向けの人材不足解消支援について、先ほどご答弁があったような取り組みをして頂いていることは承知しており一定の評価をしております。一方、今回の答弁が、都市活力部と市民協働部の二つの部からあったことからわかるように、近年の機構改革によって、雇用・就労関係の部門が産業振興部門から切り離され、現在は市民協働部くらし支援課就労支援担当となりました。さらに、『就労支援』という言葉に象徴されるように、就職困難者など『人』の側の視点での取り組みが主なものとなっている印象を受けます。先ほどご答弁いただいた取り組みは基本的に『人』の側に立ったものであり、結果として事業者支援にもつながっているというものであって、事業者支援を主体に考えられたものではない印象を受けます。労働分野は働く人と雇う人があって成立することを考えると『事業者』側の視点に立つ、『雇用支援』もあってよいのではないかと感じます。その視点に立った時、答弁にあったような事業以外にも支援できる方法があるのではないかと思います。雇用・就労部門が産業振興部門から切り離されて以来、『人』の側の施策は充実してきたと思いますが、『事業者』の側の支援はその伸びに比べればまだまだといった印象を受けます。ぜひとも、『事業者』の視点での取り組みをさらに充実させていただきますよう要望いたします。

【消防・救急救命基金について】

（一問目）

消防・救急救命基金について伺います。消防局においては、日頃から市民の生命、財産を守る重責を担い、年中無休24時間体制で職務に従事されておられることに対し、あらためて高く敬意と感謝の意を表しておきます。さて、本題の消防、救急救命基金について、設置する目的及び内容、その原資についてお聞かせください。

＜答弁＞

「消防・救急救命基金」についてのご質問にお答えいたします。

本基金につきましては、本市への「ふるさと納税」を活性化するため、新たな寄附メニューとして創設するものでございまして、消防・救急救命体制の充実・強化に関する事業に要する経費に充てるものでございます。また、本基金につきましては、すべて市民の皆様などからの寄附金を原資とするものでございますのでよろしくお願いいたします。

（二問目）

消防・救急救命基金について再度伺いますが、次年度の目標額及び具体的にどのような事業に運用されていくのかお聞かせください。また、基金の愛称は考えておられるかお聞かせください。

＜答弁＞

「消防・救急救命基金」についてのご質問にお答えいたします。

目標額につきましては、年間450万円としております。基金の運用といたしましては、消防車両及び資機材の整備や、火災予防・救急普及啓発等の事業に充てるものでございます。

また、愛称につきましては、今年度実施しました職員公募により、「“守る力”救命力世界一基金」に決定いたしました。今後様々な機会を捉え、PRに努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

（意見・要望）

消防・救急救命基金についてですが、答弁を了解しました。「消防・救急救命基金」、愛称「“守る力”救命力世界一基金」大変分かりやすく親しみやすい名称であると思います。

基金の目的、目標額、運用等、広く市民に理解され、多くの方々からの善意が寄せられるよう、今後のPRに努めて頂くよう期待しておきます。

【ふれあい緑地の活性化について】

（一問目）

次にふれあい緑地の活性化について伺います。空港周辺利用緑地整備事業が終了し、ふれあい緑地として市民に利用されています。航路直下とはいえ、豊中市内で大規模な公園であり、温水プール、武道館なども隣接していることから、ふれあい緑地の活性化にむけた取り組みが必要と考えます。活性化のためには、利用者の滞在時間がもっと長くなるような仕掛けが必要ではないかと考えます。現状では、温水プールの利用者は温水プールだけの利用、テニスコートの利用者はテニスコートだけの利用と目的がはっきりした利用が目立ちますが、滞在時間が長くなるような仕掛けについて市の見解をお聞かせ下さい。また、夜間閉鎖も活性化の支障となっていると考えますが、夜間開放に向けた市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

ふれあい緑地は、ご指摘のとおり、温水プールをはじめとしたスポーツ施設やローラー滑り台のある大型遊具、広大な芝生広場など、こどもから大人までが楽しめる様々な施設を有する市内最大級の公園として、より一層の利活用が期待されているところでございます。このため、活性化に向けた取組として、ふれあい緑地フェスティバルなどのイベントを継続して開催し、この公園のことを市民の方により広く知っていただくための取組を続けるとともに、約13.5haという広大な公園内の回遊性を高めるため、昨年度から2年間をかけて、各施設の配置をわかりやすく示した案内板を主要な園路などに設置し、出来るだけふれあい緑地に長く居ていただけるような措置も講じたところでございます。ふれあい緑地は、大阪国際空港周辺対策の一環として整備した公園でもあることから、夜間開放については周辺住民の方のご理解を得る必要があると考えております。

（二問目）

ふれあい緑地の活性化について再度伺います。市民からは昼食をとる場所がないとのご意見を伺っています。たとえば、土日に限ってキッチンカーの公園進入を認めてはどうでしょうか。平日にビジネス街にいるキッチンカーが土日に活躍できる場所となり、グルメで競争してもらえれば、「ふれあい緑地に行けば美味しいものが食べられる」となり、にぎわい創出にもなると考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

ふれあい緑地の活用については、昨年10月にふれあい緑地内の各施設の管理者で組織する「ふれあい緑地管理運営調整会議」を発足させ、市の魅力の創造、発信に寄与する貴重な財産として、より一層の利活用を図るための議論を始めております。

また、来年度からは、ふれあい緑地の整備に連携して取り組んできた豊島北校区航空機公害対策連合会との間で「ふれあい緑地の利活用等に関する懇談会」を設置し、ふれあい緑地の利活用に関する意見交換、情報共有を定期的に行うこととしております。

近年、都市公園におきましては、民間事業者による飲食店の設置など、そのノウハウを活用することで公園の活性化や魅力の向上を図る事例も見受けられますので、ご提案いただいた件につきましても、これらの場で、その可能性等について議論していきたいと考えております。

(意見・要望)

ふれあい緑地の活性化についてですが、ふれあい緑地の整備背景については理解しています。数少ない飛行機のお腹が見える公園ですから、いつ行ってもあいている公園、美味しいものが食べられて、休みの日にのんびりと過ごすことのできる公園を目指して、粘り強い取り組みを期待しておきます。

【(仮称)南部コラボセンター基本構想と 庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想について】

(一問目)

(仮称)南部コラボセンター基本構想と庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想について伺います。現在、教育委員会では「魅力ある学校」づくりの検討を行っておられ、先日、構想の具体案を2案お示しされました。また、二日にわたって行われた地元説明会には多くの方々が参加され改めて関心の高さが分かりました。この説明会で市は、南部地域にある6小学校、3中学校エリアにおいて、小中一貫教育と学校の統廃合を含む再編、老朽化と散在する市有施設の取りまとめについては複合化を行い、(仮称)「南部コラボセンター」建設として打ち出されました。また、これまで市民には説明のなかった(仮称)庄内駅前庁舎の開設についても庄内出張所の今後の役割とともにコラボセンターとの連携や「市民サービス拠点機能」の充実として発表しています。今回発表された施策の実現については、これまで本市が経験したことのない複雑多岐にわたる難問題も待ち受けており、その成否は将来の豊中市を大きく変える可能性があります。こうした状況に至った社会環境や学校現場の状況変化については十分承知し、施策の大転換を迫られていることを理解した上でお聞きします。まず、そもそも「魅力ある学校」とはどういった学校をイメージされているのでしょうか。また、特に庄内地域における「魅力ある学校」とはどういった学校をイメージされているのでしょうか。さらに、子どもたち、保護者、教員、地域の方々、誰にとって「魅力ある学校」づくりを模索されているのでしょうか。それぞれにとって魅力ある学校のイメージやニーズが異なると思いますが、世代や立場ごとに魅力ある学校としてイメージされているものがあれば教えて下さい。さらに、今回、お示しされている「魅力ある学校」づくり構想の2つの具体案について、どのような検討が行われ、どのような経緯でこれら2つの案にまとまったのでしょうか。また、お示しになられた構想案は両案とも、小中一貫校を目指しておられ、違いは施設一体型か施設併用2校整備です。これまで小中一貫教育についてはその利点を認め推奨してきた経緯もあり、未経験でノウハウにも乏しい状況ながらも比較的ハードルの低い北東部地域での実施を推奨し、教育委員会も努力されましたが紆余曲折もありまだ実現していません。そのような中、学習課題や生活課題を抱える児童・生徒が多くいる学校や地域で初体験の小中一貫校の整備に踏み切られる真の理由はどこにあるのでしょうか。また、やれる自信はどこからくるのか、見解をお聞かせ下さい。

他方、(仮称)南部コラボセンター基本構想も同時並行で検討がされてきたかと思いますが、これまで検討されてこられたセンターの機能や施設構成は、教育委員会がお示しになられた2案のどちらが選ばれたとしても、違いや影響はないと考えておられるのでしょうか。いずれにしても、(仮称)南部コラボセンターの開設にあたっては平成20年に開設された「千里文化センターコラボ」を十分研究・検討され、より良いものにして頂けるようお願いしておきます。特に、財政非常事態宣言下にあつて敷地面積や容積率、施設の機能整備やグレードにおいても大きな制約を受けた「千里文化センターコラボ」は生きた教訓だと考えていますが、その運営や活動内容については高い市民意識やボランティアの方々による理解と協力が大きく生かされています。南部地域の活性化のキーステーションともなる「(仮称)南部コラボセンター」建設における市民協働部の考え方と決意をお聞かせ下さい。

次に、庄内地域における「魅力ある学校」づくりによる構想の具現化により構想案1においては4小学校、2中学校の廃校により108,156㎡、構想案2においては3小学校、1中学校の廃校により72,278㎡、実に甲子園球場全敷地面積の2～3倍もの遊休地ができることとなります。

そこでお聞きしますが、教育施設の再編に当たり、国や府等から受けてきた補助金が

ある中で、その扱いや滅失に要する費用、維持管理についてはどのようになるのかお聞かせ下さい。また、このような状況になることは教育委員会内部で検討してきたにもかかわらず近い将来、建物に不必要となる可能性のある物件への再投資や設備の増強を直近まで行ってきたことをどのように考えているのかお聞かせ下さい。

次に、今後発生が予定される遊休地については先程申し上げた膨大な面積とともに、都市計画上の用途地域については住居系から商業系、工業系に及んでいます。こうしたことから利活用面での幅広い選択肢とともに将来の「まちづくり」や豊中市の都市経営に重要な役割を果たす貴重なタネ地を手にしたこととなります。この膨大な資産と可能性を市はどのように考え、活かそうとするのか見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

「魅力ある学校」とは、子どもたちが夢や希望をもてるような教育活動を展開する学校を考えています。南部地区、とりわけ課題の大きい庄内地域においては、児童・生徒の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒が多くいることから、子どもたちが夢や希望を抱いて、将来、社会で生きていくために必要な力の基礎を築けるように、教職員、保護者、地域住民等が連携、協力して、子どもたちの学びや育ちを支える教育活動を展開する学校を考えています。子どもたちが楽しく学校に通うことが、保護者、地域住民等にとっても、それぞれ魅力ある学校になるものと考えています。今回お示した「魅力ある学校」づくり構想は、子どもたちの学びの場であり、地域の核ともいえる学校を舞台に、子どもから大人まで、世代や立場を超えてつながることで、教育環境の充実に加えて、庄内地域の活性化や魅力創出にもつなげていきたいと考えております。

「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」策定後、保護者、地域の方々の意見等を聞きながら、様々な観点から慎重に検討を進めてまいりました。また、学校規模と通学区域の課題に加えて、庄内地域が抱える学習課題や生活課題を解消するため、学校再編による小中一貫教育の推進等を柱とした基本的な方向性をとりまとめました。

今回お示した2つの案とも施設形態は異なりますが、南北に2校、小中一貫校を整備するという点においては共通しております。庁内関係部局で構成する検討会議において、案1でお示した施設一体型に賛同する意見が多く出されましたが、一方で、敷地面積がやや狭いため、代替案として1敷地あたりの規模を抑えた案2の施設併設型についても検討しました。

なお、いずれの案も、通学距離や敷地面積等の諸条件を考慮して候補地を選定しております。

小中一貫教育につきましては、すでに多くの自治体において取り組みが進んでおり、文部科学省の「小中一貫教育等についての実態調査の結果」や他市事例の視察等において、学習指導面や生活指導面において、成果が認められるとの報告があることから、庄内地域の実情に応じた対応方策であると認識しております。

また、本市ではこれまで、小・中学校の教職員等が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小中の円滑な接続をめざす様々な教育を実践し、実績を積み上げてきたところです。これまでに蓄積した経験、ノウハウを活かしながら、先進事例の視察や知見の活用などを通じて新たに得た知識、ノウハウを加えることで、庄内地域ならではの小中一貫教育を実践したいと考えております。

これまで、庄内地域の小・中学校において、国、府の補助金等を財源の一部に充てながら、耐震補強工事、エレベーター整備工事、個別空調設備工事等を行ってきたところです。耐震補強工事については補助金の返還は必要ありませんが、それ以外の工事等は、竣工後

10年未満で取り壊す場合、補助金を返還しなければならない場合もあります。

これまでに行ってきた各種工事は、すべて、今現在、庄内地域の小・中学校で学んでいる児童・生徒の教育環境を整えるために必要なものであり、今回の「魅力ある学校」づくり構想の検討に着手する前から、計画的に取り組みを進めてきたものです。

なお、今回の構想案を受けて、庄内小学校の個別空調設備工事や、島田小学校の耐震補強工事の再検討を行うなど、財源の効率的な運用を講じているところです。

(仮称)南部コラボセンターの施設機能につきましては、魅力ある学校づくり構想の2つの具体案のいずれにおいても、従来から検討してきました機能の設置に大きな支障が出るとは考えておりません。

小中学校施設の一体型である具体案1では、敷地面積が施設併用型である具体案2よりも狭くなることから、若干屋外スペース等に制限が生じることで、設計に工夫が必要となるかも知れませんが、1年生から9年生までは通う学校との緊密な連携が容易であり、多様な事業展開が図ることが出来るものと思われまます。

また、施設併用型である具体案2では、ゆとりあるスペースを活かした設計が可能となり、施設構成には余裕ができると思われ、1年生から4年生までが通う学校との緊密な連携も容易です。

いずれの案においても、(仮称)南部コラボセンターネットワークの充実を図り、地域活性化の拠点としての施設機能を発揮してまいります。

(仮称)南部コラボセンターの建設に向けては、基本構想に沿って従来から施設に求められる機能や事業、またその担い手などを、市民や事業者の方々と共に検討し積み重ねてまいりました。南部地域の活性化や課題解決は、こういった地域の皆様方との協働や連携の取り組みの積み重ねのなかで、大きな成果が生まれてくるものであり、それこそが(仮称)南部コラボセンター基本構想がめざす「まちづくり」そのものであると考えております。今後においても、公民連携と協働のもと、南部地域全域に輝きをもたらす拠点整備に向けた取り組みを通じて、明日につながるまちづくりを地域の皆様と共に、着実に進めてまいりたいと考えております。

小中学校の再編に伴い発生が予定される遊休地の利活用についてですが、公共施設の跡地の利活用の検討に際しては、まずはその施設が市民の皆様と培ってきた歴史を尊重しつつ、今後のまちづくりにつながるよう、これまでも慎重に検討を進めております。

とりわけ学校施設につきましては、地域の各世代にとって想いのつまった施設であり、地域のコミュニティ拠点としての機能を担ってきた経緯も含め、他の公共施設としての利用か、あるいは一般への売却かという選択だけでなく、市民の皆様や民間のアイデアやノウハウ等を活用しながら地域のまちづくりにつながるよう、可能性を広くとらえて取り組んでまいります。

(二問目)

(仮称)南部コラボセンター基本構想と庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想について再度、伺います。今回の庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想と(仮称)南部コラボセンター基本構想を具現化することによって、南部地域の魅力を高め、市内でとりわけ高い人口減少率や高齢化率の抑制や年少人口割合の増加を実現してもらいたいと考えますが、市の見解と将来見込みを教えてください。

<答弁>

(仮称)南部コラボセンター基本構想と庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想に

関するご質問についてお答えします。

現在、豊中市の人口は微増傾向にありますが、将来展望では、人口は減少していくものと想定しております。とりわけ、南部地域におきましては、他の地域と比べ、人口減少率や高齢化率について高い水準で推移することが予想されるため、南部地域の人口減少に歯止めをかけることが南部地域の活性化、ひいては豊中市全体の活性化につながるものと考えております。

そこで、昨年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「南部地域プロジェクト」として、「(仮称)南部コラボセンター基本構想の推進」をはじめ、「子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくり」として、「魅力ある学校づくり」等の施策を掲げ、南部地域の活性化に向けた取組みを推進し、人口減少に歯止めをかけることとしておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

(仮称)南部コラボセンター基本構想と庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想についてですが、この件については長い豊中市政の中でも大規模災害時を除けば最大の施策、ビッグプロジェクトであると考えています。まず、南部地域学校再編に関しては、細かい議論も含めて文教常任委員会の場でお聞きしたいと思います。次に南部地域活性化のキーステーション(仮称)南部コラボセンターの建設については、計画が緒に就いたばかりで詳細な質問や確定的な答弁は望むべくもありませんが、答弁にもあった公民連携や協働、南部地域全体に希望の灯をともし拠点整備など、基本的な姿勢は堅持頂きたいと思います。いやしくも地元説明会で多くの市民から指摘された旧UFJ銀行跡地購入に関する市民への説明不足や結果としての(仮称)「南部コラボセンター」位置づけに関する情報を市民に十分開示しない独善的とも思える計画変更には反省が必要だと申し上げておきます。次に小中学校再編に伴い発生が予定される遊休地の利活用についてですが、現在の段階で確定的な事柄に言及するのは難しいと思われまます。まずは地域の方々や地元活動団体の思いや意見の集約に最大限の努力を要望しておきます。その上で質問の中でも申し上げましたが、選択肢の多い膨大な土地資産の利活用に取り組んで頂きたいと思います。今回の件は豊中市にとっては絶好のチャンスであり、市の持つすべての経営資源を投入するとともに、専門のコンサルやシンクタンクとの連携協力も必要です。後年、あの大型プロジェクトの成功が南部地域の大変身と南北格差解消、豊中市の都市経営に大きく貢献したと言われることが大切で、理事者や議員に課せられた責任は重大だと思えます。庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想と(仮称)南部コラボセンター基本構想を具現化することで、南部地域の魅力を高め、市内でとりわけ高い人口減少率や高齢化率の抑制や年少人口割合の増加を実現して頂くことを強く期待していますし、今回のチャンスを必ずものにするという強い意欲を持ち、加えて経過だけでなく結果を重視した取組みを強く要望しておきます。

【(仮称)豊中市若者支援構想について】

(一問目)

(仮称)豊中市若者支援構想について伺います。市長は、施政方針説明の中で、「若者支援として、(仮称)若者支援構想を策定し、社会的自立に向けた取組みの方針を明らかにするとともに、各分野の専門的な機関等と連携して支援する仕組みを構築します」と述べられましたが、(仮称)若者支援構想を策定するに至った背景について教えてください。また、具体的に社会的自立に向けた取組みが必要とされる対象者が市内にどれくらいおられると想定されているのかも含めて教えてください。さらに、現行の取組みや支援体制における課題をどのように分析され、新たに構築される支援する体制によってどのような効果を期待されているのか、教えてください。

<答弁>

若者の自立、青少年の育成については、国による青年教育、青少年対策、勤労青少年福祉などの施策に基づき、昭和30年代後半(1953年)から、様々な事業を展開してまいりましたが、取組みの成果や時代の流れとともに課題が変化し、1990年代以降、雇用環境の変化に伴い、失業者、無業者、非正規労働者の中で若者が占める割合が大きくなりました。

また、ニート、ひきこもり、不登校などが社会問題として取り上げられる中、平成22年(2010年)に、国の「若者の意識に関する調査」の報告によると、ひきこもりの若者が全国で70万人との推計が報道され、この調査を参照して行いました市独自の調査においても、市内在住の満15歳から39歳までの、ひきこもり若しくはひきこもりに親和性のある状態の方は、約8500人との推計結果となりました。

これまでも福祉や保健・医療、教育、雇用等の専門分野において、各々に相談や支援が行われてきましたが、昨年10月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく、「豊中市子ども・若者支援協議会」を設置し、国や府、民間団体の構成機関等との連携による、継続的で長期にわたる自立をサポートするネットワークを組織化したところです。

(仮称)豊中市若者支援構想は、新しい施策としてではなく、これまでの取組みに、学生から社会人への移行期間を対象に加え、社会生活への適応支援を中心に、自立支援の必要性と取組の重点を明らかにしようとするものであり、当事者である若者やその家族はもとより、地域や市民、団体、協議会の構成機関の皆さんと課題を共有し、協働して子ども・若者自立を支える仕組みをつくとともに、たくさんの方々に支援に関わって頂くことを期待するものです。

(意見・要望)

(仮称)豊中市若者支援構想についてですが、この構想の策定により、社会生活への適応支援を中心に自立支援の必要性と取組の重点を明らかにされるとのことです。平成22年度の市独自の調査で、市内在住の満15歳から39歳までの、ひきこもり若しくはひきこもりに親和性のある状態の方が推計値で約8500人だったとのことですが、来年度、あらためて実態調査をされるようですので、その調査結果を十分、分析し、今後の取組みにおける重点を明確にして頂きたいと思います。

同時に、先程のご答弁で、子どもや若者の自立を支援していく上で、地域や市民、団体、協議会の構成機関の方々と課題を共有し、協働して支援の仕組みをつくとともに、多くの

方々に支援に関わって頂くことを期待しておられるとのことですが、そもそも、ひきこもりをはじめ、社会的自立に向けた取組みが必要な若者の実態や取組みそのものに対する地域や市民の知識や理解をより一層深めていかなければ、多くの方々に支援に関わって頂くことは難しいと思いますので、そういった実態や取組みの周知にも力を入れて頂きたいと要望しておきます。

【保育施設の確保について】

（一問目）

保育施設の確保について伺います。平成27年度より29年度までの計画で1400人分の保育定員の増加を目指して取り組んでおられますが、施設整備の進捗状況、新年度当初における待機児童数の見込み、今後における計画の見直しの可能性などについてお聞かせ下さい。

＜答弁＞

まず、整備の進捗状況ですが、平成27年度中に民間保育所が1施設、平成28年4月に、民間保育所、小規模保育施設合わせて5施設、また、平成28年度中開所予定としては、現在整備中、公募の審査中を含め、6施設となっています。平成29年4月に向けては、現在、消防署跡地を含め3施設を予定しています。認定こども園化を含めた、平成28年4月における保育所等の認可定員ですが、前年4月の9178人から495人増加し9673人となっております。

次に、新年度当初における待機児童数の見込みにつきましては、4月入所の1次選考の案内を発送したところで、今後2次選考なども控えておりますことから、待機児童数は、それらの結果を受けた後、精査することとなります。

計画の見直しですが、現在の計画値は、平成25年度に実施したニーズ調査を基に算出したものですが、今後、人口の動態や保育所利用の申し込み状況、また、待機児童数や保育所等の整備状況などを、総合的に勘案しながら、計画の数値等を精査してまいります。

（二問目）

保育施設の確保について再度伺います。保育所の立地について、今回国家戦略特別区域制度を活用した、都市公園内での保育所整備も進められると伺っています。全域が市街化し余剰地の少ない本市にとっては非常に重要な取り組みであると考えますが、今回候補地として選定された羽鷹池公園とふれあい緑地公園についてこの二つを選定された理由をお聞かせください。保育所の整備にあたっては、より利便性の高い立地が望ましいと考えます。具体的には駅に近い立地が望ましいと我が会派は考えますが、例えば、鉄道事業者の協力も得ながら鉄道高架下を利用した保育所整備や、旧服部西自動車駐車場など、駅に近い市の所有する土地で保育所の整備は検討できないのか、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

今回候補地として計画しています、羽鷹池公園、ふれあい緑地公園を選定しました理由ですが、公園利用者の利用にあまり影響が少ない公園、例えば、定期的に利用がされている公園や地域のお祭りなどに使用されている公園などを除いた公園について、関係部局と調整を行ってまいりました。その中で、待機児童の多い地域や、整備の状況を勘案しましてこの2つの公園を候補として選定し計画しているものでございます。

次に、整備に当たりましては、お尋ねにありました、公園の活用のほか、既存の民間保育所の新・増築や私立幼稚園の認定こども園化、また、新規事業者の参入促進、小規模保育事業の活用、民有地のマッチング事業など、多様な手法によりハード面の整備を進めているところです。ご提案いただいております鉄道の高架下につきましても、鉄道事業者と協議を

行いながら検討を行った経過はございますが、条件面等における課題が多く、整備に至っていないところがございます。また、市有施設の跡地活用につきましては、市有施設有効活用計画の趣旨に則り、その土地の条件や立地特性を整理した上で、民間への売却や貸付、他用途での公的な利用など様々な要素を勘案しつつ、市有施設有効活用本部会議において、今後の方向性の検討が行われていますので、よろしくお願ひします。

(意見・要望)

保育施設の確保についてですが、待機児童の解消のために着実に保育所整備が進められていますが、それを上回る勢いで入所希望が増加しているのではないかと推察しております。28年度当初の待機児童の見込みは現段階では不明とのことでありますが、私どもの会派所属議員の元にも保育所入所に関する相談・問い合わせが多数来ており、今年度同様府内で最大規模の待機児童数を抱えることになるのではないかと非常に懸念しております。特に答弁にもあったように現在の1400人の定員増計画は25年度に実施されたニーズ調査をもとにしているということですが、その後、保護者の就労時間の基準が96時間から64時間に引き下げられ、対象者が増加していることが考慮に入った数字なのか疑問に感じています。今の計画は29年度までのものであり、まだ整備途上ではありますが、計画変更が必要であれば実態に合わせた機敏な対応を要望しておきます。

今回の公園を活用した保育所整備については、先ほども申しあげたように高く評価させて頂きませんが、保育所全般に言えることですが、より利便性の高い立地での開設を常に意識しながら今後も候補地選定を進めて頂きたいと要望しておきます。鉄道高架下や旧服部西自動車駐車場など駅に近い市有地も一定検討して頂いた経過があるということは了解しておきます。保育所の整備は今後ニーズが減少してきた際にも有利な駅前立地などを検討していただくよう要望いたします。高架下や市有地の有効活用についてはまた、時期や視点を改めて伺いたいと思いますが、別途、保育所整備と(仮称)南部コラボセンター基本構想に関連して、提案と要望をさせて頂きます。(仮称)南部コラボセンター基本構想の中で、議会や市民に示されてきたセンターの5つの機能及び施設構成では、市民サービス拠点機能及び出張所は新しく建設されるセンター内に包含されるものと認識しております。あくまで、センターのサテライト機能として、行政情報の送受信を立地に長けた駅前で行うために(仮称)庄内駅前庁舎の改修がされるという認識で改修については受け止めますが、センターの果たすべき機能の一部を切り離すのではなく、駅前という利便性の高い立地で展開する市民サービスとして最もふさわしいものは何か熟慮し、引き続き、住民の意見を十分に聞きながら、検討するべきではないかと思ひます。例えば、待機児童が大阪府内で最多となっている現状を鑑みると、センターで果たすべき子育て支援拠点機能の拡充として、子育て支援センターを含む保育所整備がよりふさわしいかも知れません。また、市民サービス拠点機能の向上として図書セルフ返却機の設置など予約さえしておけば図書の貸出や返却が行えるような整備も市民の利便性の向上につながると思ひます。是非とも、公共施設の再編、複合化、多機能化を進める中で、(仮称)庄内駅前庁舎に求める機能、提供すべきサービス、設置すべき施設はどういったものが最もふさわしいか、再検討して頂くことを要望しておきます。

【子どもの貧困について】

(一問目)

子どもの貧困について伺います。子どもの相対的貧困率は上昇傾向にあり、就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇傾向にあることは政府の各種報告書からも示されています。また、最近、ある研究者が、少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増していると調査報告を発表されました。さらに、その報告書によると、全国的に子どもの貧困が深刻化している中、大阪府は「子どもの貧困率」(17歳以下の子どもがいる世帯に占める貧困世帯の割合)が全国ワースト2位の21.8%と極めて深刻な状況にあることが示されています。実態を把握するために、まずは、子どもの相対的貧困率及び就学援助を受けている小学生・中学生の割合について、国、大阪府、さらには豊中市の状況について教えて下さい。また、そのような状況や傾向に対する市の見解をお聞かせ下さい。子どもの貧困が深刻化する中、市としてこれまでどのような取組み、対策を講じてきたのでしょうか、具体的な取組み内容と、その効果について教えて下さい。さらに、様々な取組みを実施されてきたにもかかわらず、なかなか、飛躍的な改善には至っていない要因や課題について、また、市における取組みの限界などがあるのであれば、教えて下さい。

<答弁>

子どもの相対的貧困率につきましては、厚生労働省が3年に1度、全国の世帯から一部を無作為に抽出して行っている「国民生活基礎調査」と総務省が5年に1度実施している「全国消費実態調査」がございますが、都道府県や市町村別では集計していないことから大阪府及び本市の数字はございません。

「国民生活基礎調査」による子どもの貧困率の推移につきましては、平成18年が14.2%、平成21年が15.7%、直近の平成24年が16.3%と上昇傾向にあります。また、世帯類型別では大人1人と子どもの世帯、いわゆるひとり親世帯は50%を超えており、子どもの経済的状況、特にひとり親家庭の養育や収入など生活全般で様々な困難を抱えていると認識しております。

これまでも生活保護費の支給やひとり親家庭を対象として児童扶養手当、ひとり親医療費助成等の経済的支援をはじめ、母子父子自立支援プログラム事業や寄り添い型生活・学習支援事業など、各事業の目的に応じた展開を図り、事業ごとの取組みとしましては、一定の効果があるものと考えております。

一方、子どもの貧困対策という観点から、これらの事業の実績や評価から効果を図るには、子どもやその家庭の置かれている実態の把握が困難な状況もあり、一定の限界も感じるところでございます。そのため、子どもやその家庭に対する効果的な支援のあり方を検証し、各事業がより効果を発揮し、支援を必要とする子どもとその家庭をしっかりと支援できるよう「子どもの生活に関する実態調査」の実施を予定しております。この調査は大阪府が府内全域を対象に実施するにあたり、本市も連動して行おうとするもので、今後大阪府と協議を重ねる中で調査項目等を精査してまいりますのでよろしくお願いします。

就学援助を受けている子どもの割合につきましては、文部科学省の「平成25年度就学援助実施状況等調査」の結果によりますと、全国で小学生が13.0%、中学生が15.7%、大阪府ではそれぞれ20.5%、24.2%となっており、同年度の本市の状況は17.9%、21.2%となっております。近年、本市におきましては、小学生の割合が減少傾向にあるものの、中学生の割合は横ばい状態となっており、依然として経済的に厳しい状況があると認識

しております。

次に、取り組み状況につきましては、本市では、平成24年度から事業内容の見直しに着手し、第1回支給時期の早期化や支給額単価の増額などに努め、対象家庭の負担軽減につながっているものと考えております。また、平成28年度には市立全中学校において給食が実施できる運びとなりますことから、新たな中学校給食費の援助を行うことにより、栄養バランスに配慮された食事をとる機会が増え、子どもたちの健やかな成長を促進出来るものと考えております。

平成17年度に国の補助が廃止となり厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き、事業内容の見直しに取り組み、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(二問目)

子どもの貧困について伺います。貧困状態にある子どもの割合が増加傾向にある中、NPOや市民団体が取り組んできたことを自治体が主体的に実施したり、支援する動きが出てきました。福岡県北九州市では、経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、親が忙しくて一人で食べたりしているひとり親家庭の児童・生徒に食事提供や学習支援を行う「子ども食堂」を来年度から開設する予定だそうです。対象は小学高学年から中学生で、市内2か所に設置し、学童保育後、保護者が仕事を終えるまでを主に想定し、平日と土曜の午後6時半から午後10時までの利用を検討されているようです。運営は子育て支援団体などに委託し、スタッフが勉強を教えたり、調理や掃除など生活習慣を指導したりすることも検討されているようです。一方、福岡県古賀市は、2007年度から、中学、高校の卒業生に制服を無償提供してもらい、貧困家庭の生徒に回す「制服リユース」の取り組みをされています。他にも部活のユニホームや体育で使う柔道着等もリユースしたり、学校が購入して貸与している自治体もあります。こういった子ども食堂や制服リユースなどの取組みに対する市並びに教育委員会の見解をお聞かせ下さい。また、こういった事業を市や教育委員会が主体的に実施したり、支援することに対する見解もお聞かせ下さい。

<答弁>

子ども食堂につきましては、市内でもNPOを中心に事業展開をされており、本市と致しましては、朝起きにくい、食事の欠食など子どもたちの生活習慣づくりや居場所づくりにつきましては、地域の力を借りての事業展開を検討しております。

具体的には、社会福祉協議会の校区福祉委員会が高齢者の給食サービスや配食サービスを行っている小地域福祉ネットワーク活動事業の対象を子どもに広げることで、朝の起床や食事の提供などの子どもの生活習慣づくりや高齢者と子どもの交流の場を通しての高齢者の生きがいづくりなど、双方の居場所づくりを目指そうとするものです。モデル校区として2校区を予定しており、今後詳細について検討してまいります。

「制服リユース」に関しまして、中学校の体育の授業で使用する柔道着につきましては、平成20年度の「とよなか「学び」プロジェクト事業」において柔道量とともに購入したものを各学校へ配布し貸与しております。

また、制服のリユースにつきましては、現在は、学校及びPTAが独自に卒業生に呼びかけ、回収している学校もあると聞いております。制服リユースの需要や成果は少なからずあることから、今後も様々な先進事例を参考としながら研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

子どもの貧困についてですが、子どもの貧困対策という観点で、これまで市として子どもやその家庭の置かれている実態調査や把握をしてこられなかったとのことで、重要度、深刻度が増している課題に対し、より効果的な事業展開が図れるよう、来年度実施を予定されている「子どもの生活に関する実態調査」については、可能な限り、詳細な実態把握ができるよう期待しておきます。

一方、就学援助を受けている子どもの割合が全国平均より高い本市において、NPOや地域、保護者等が中心になって、子ども食堂や制服リユースが展開されていることは、素晴らしいことだと思います。是非、実際に取り組まれている子ども食堂や制服リユースのより詳細な実態調査をして頂くとともに、北九州市が新年度から取り組まれる予定の事業についても注視して頂きたいと思います。そもそも、貧困家庭やその家庭の子どもたちに対して、現金支給でなくても、食事や衣類を現物支給によって生活支援をしていくことは、非常に重要かつ有益なことではないかと思います。その観点で、来年度からモデル的に事業展開を予定されている朝起きにくい、食事の欠食など子どもたちの生活習慣づくりや居場所づくりは良いことだと思いますが、市として、既に事業展開をされているNPOへの支援についても同時に検討してはと思いますし、ぜひ、既に事業展開されているNPOと連携や相乗効果が得られるような事業となるよう努めて頂くことを要望しておきます。

【都市計画マスタープランの見直しについて】

(一問目)

都市計画マスタープランの見直しについて伺います。市長は施政方針説明の中で「本市の特性をふまえ、これからの都市づくりの方向性を示す」ために、新たな都市計画マスタープランを策定すると述べられましたが、現行マスタープランの評価と、現時点で市として考えておられる、これからの都市づくりの方向性についてお聞かせ下さい。

<答弁>

都市計画マスタープランは、望ましい将来都市像と長期的な都市整備の方針や、その実現施策を総合的・体系的に示す、都市計画の指針となるもので、総合計画の見直しと連携し、平成27年度から平成29年度までの3か年をかけて見直しを行い、平成30年度から10年を計画期間とするものです。

現行都市計画マスタープランの評価につきましては、マスタープランに示す将来都市像や都市整備の方針のもと、着実な取り組みが進められてきたことで、住宅都市として日常生活の利便性や住環境の良さなどが向上し、総合計画の見直しと連携して実施した「まちづくりのための市民アンケート調査」においても8割を超える方々から、住み続けたいとの評価を得ております。

また、これからの都市づくりの方向性としては、本市においても長期的には人口の減少や高齢化の進展が予測されるなか、これからも都市活力を維持しながら、誰もが住みよい住宅都市としてあり続けるためには、周辺都市との広域連携の強化や、住宅や産業などの適切な土地利用とともに、公共交通を中心として歩いて暮らせる都市づくりをめざす必要があるものと考えています。

(意見・要望)

都市計画マスタープランの見直しについてですが、理事者の答弁を了解しました。第3次豊中市総合計画の基本構想が策定され早や16年が経過し、基本計画に沿った実施計画に係る施策の推進もあと4年となります。総合計画の見直しと連携し、都市計画マスタープランの見直しを図っていくことは、2020年以降の本市の都市像をどう描くのかという、非常に大きな意義を持ちます。「まちづくりのための市民アンケート調査」で示された本市に「住み続けたい」と多くの方々から支持されている本市の今日までの歴史と文化を大切にし、課題を点検・精査し活力に満ちた「住宅都市」とよなかを目指した都市計画マスタープランが策定されることを期待しておきます。

【住宅マスタープランの策定について】

(一問目)

住宅マスタープランの策定について伺います。まずは今回、住宅マスタープランを策定するにあたって、前回策定された住宅マスタープランをどのように総括されたのか。また、新たに住宅マスタープランを策定される背景や経過についてお聞かせ下さい。

さらに、今回策定される住宅マスタープランについて、どのような内容としていくのか。また、その中で、今後の市営住宅の役割について、どのように考えていくのかお聞かせ下さい。

<答弁>

1点目の前回の住宅マスタープランの総括と、策定に至る経過でございますが、平成15年3月に策定しました「豊中市住宅マスタープラン」は、平成24年度に計画期間を満了し、翌年、平成25年度に今日的な住宅・住環境の現状を把握するため、「豊中市住宅ストック基礎調査」を実施いたしました。この住宅ストック基礎調査におきまして、本市の住宅・住環境の現状を踏まえた課題を整理し、総括しております。

次に、新たな住宅マスタープランを策定する背景と策定の経過でございますが、背景としましては、住宅ストック基礎調査の結果から、「住宅ストックの適正な管理と有効活用」や「良質な住宅ストックの形成に向けた既存住宅市場の環境整備」などの課題が明らかとなり、そうした課題に対応していくためには、市民・事業者・行政が連携して取り組む必要があるため、住宅・住環境に関する総合的な方針を策定するものでございます。経過としましては、住宅ストック基礎調査以降、喫緊の課題である「空き家対策」に取り組んで参りましたが、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランの策定スケジュールを考慮し、平成28年度に住宅マスタープランを策定することといたしました。なお、計画期間は、上位計画同様10年とする予定でございます。

2点目の住宅マスタープランの内容についてでございますが、住宅ストック基礎調査等の結果を踏まえ、学識経験者、関係団体代表、公募市民からなる「住宅・住環境に関する基本方針策定委員会」を設置し、審議していく予定でございますが、本市が「住宅都市」として、安全・安心で良好な住環境を維持し、今後も引き続き、良質な住宅ストックを維持・形成していくに当たり、市民・事業者・行政が協働で取り組むべき方向性を示すものにしてまいりたいと考えております。

また、今後の市営住宅の役割についてでございますが、市営住宅に関する具体的な計画は、「市営住宅長寿命化計画」の中に盛り込む内容となりますが、民間住宅を含めた住宅セーフティネットのあり方など、「住宅・住環境に関する基本政策」の方向性については、住宅マスタープラン、すなわち「住宅・住環境に関する基本的な方針」策定の中で、議論・検討して参りたいと考えております。

(意見・要望)

住宅マスタープランの策定についても、理事者の答弁を了解しました。本市の良好な「住宅都市」をいかに維持し、発展させていくのか、そのための民間住宅の活用や公営住宅の適切な運営等の施策が本市の将来に大きく影響するものと考えます。そうした点も踏まえ「住宅・住環境に関する基本方針策定委員会」を立ち上げ、調査・審議をされ、安全安心で良好な住環境を維持し、今後も引き続き良質な住宅ストックを維持・形成していくための新たな住宅マスタープランが示されることを要望しておきます。

【東西軸における公共交通のあり方について】

（一問目）

東西軸における公共交通のあり方について伺います。昨年3月の本会議において、公共交通のあり方検討では、東西軸の強化を視点に盛り込むとの答弁がありました。また、6月の本会議では、曾根駅・緑地公園駅間の公共交通の必要性を検討して行きたいとの答弁ありましたが、現在どのように検討を進めておられるのか、お聞かせください。

＜答弁＞

公共交通のあり方についてお答えします。

現在、これについては、東西軸の強化、乗継利便性の向上、地域別の考え方、バス運行補助の考え方、新たな公共交通の可能性等の視点から検討を進めており、今年度は、現況調査と今後の基本的な考え方を整理し、続く2箇年で目指すべき姿を策定して行きたいと考えています。検討にあたっては、総合計画及び都市計画マスタープランの見直しと連携して進めています。

この中で、東西軸の強化は重要課題であると考えており、南北の鉄道軸の駅を中心とした拠点は、市民の利便性及び地域の連携からも東西の路線バス等で結ぶことが望ましいと考えており、来年度以降も引き続き検討して行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（意見・要望）

東西軸における公共交通のあり方についてですが、豊中市は合併を繰り返して形成された街であり、そもそもの生活圏があることに加え、南北に鉄道軸、道路軸があることによって、市としての一体感は形成されにくい現状があるように思います。東西の道路軸は整備が進んでいることから、しっかりと公共交通を強化して頂きたいと要望しておきます。そして、豊中市としての一体感をもてるようにするため、公共交通で市内を周遊できるようにし、ハイモビリティ都市としてのPRをして頂ければと思います。また、市内で完結することなく、近隣市との連携についても検討を頂きたいと思います。

【千里中央地区の再整備について】

（一問目）

千里中央地区の再整備について、千里中央地区の安心・安全対策と商業地区の魅力創造に関して、お伺いします。まず、千里中央地区都市再生安全確保計画の策定と活性化支援の経過、今後の取り組みについてお聞かせ下さい。また、駅前 広場再整備と周辺での交通混雑解消に向けた具体的な取り組みについても教えてください。次に、北大阪急行千里中央駅の可動式ホーム柵設置の詳細についてもお聞かせください。

＜答弁＞

千里中央の活性化支援の経過でございますが、平成25年度に「千里中央活性化ビジョン」の策定を行い、26年度には、ビジョンに示したまちづくりを実現化するため、地区の地権者と事業者の方々とは活性化に向けた協議を始め、平成27年度は、新千里東町商業地域内の地権者及び関連事業者およそ20の方々とは大阪府、そして豊中市で構成する千里中央地区活性化検討会を設置し様々な議論を行ってまいりました。検討会におきましては、平成32年度に開通をめざしている北大阪急行延伸を見据え、地区の活性化に向けた取り組みを官民協働で推進すること、及び、その実現に向けた官民協働の合意形成の場として協議会を発足させることを要旨とした基本方針を平成27年度中に策定する予定でございます。

今後の取り組みでございますが、平成28年度につきましては、協議会を立ち上げると共に基本方針に基づき具体的な取り組みなどについて議論する場としてエリアマネジメントに関する部会を設置し、地区の関係者の方々との検討を進めると共に、都市再生安全確保計画の策定に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

都市再生安全確保計画につきましては、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するため、避難経路や避難施設などに関する必要な事項を定める計画でございます。平成28年度は策定に必要な基礎データの収集・分析等を行い、平成29年度の策定を目指しております。

これらのことを通じ、『千里中央地区活性化ビジョン』で示したまちづくりの実現化をめざし、取り組んでまいります。

北大阪急行線延伸事業の具体化により、交通需要の変化が想定されることから、現在、千里中央駅前広場再整備の検討に取り組んでおります。当該地区は、乗り継ぎ利便性、交通渋滞、バリアフリー及び迷惑駐車・駐輪等の課題を抱えており、再整備により、これらの抜本的な解決を目指すものです。交通混雑解消に向けては、バスと一般車の動線の住み分け、駐車場の適正配置及び地区への進入路の改善等を含め、施設の再整備を検討して行きたいと考えております。

次に、鉄道駅の可動式ホーム柵でございますが、これは、視覚障害者等鉄道利用者がホームから転落することを防止する目的で設置するもので、車両の扉位置が開閉式となっており、乗降時以外は開口部がないものとなっております。今回は、北大阪急行電鉄が、平成28年度に千里中央駅、29年度に桃山台駅及び緑地公園駅に設置する予定です。費用につきましては、国が1/3、大阪府が1/6、市が1/6を補助するもので、平成28年度は、事業費総額4億3500万円の内、市の予算額は、7252万7千円となっておりますので、よろしくお願いたします。

(意見・要望)

千里中央地区の再整備、安心・安全対策と魅力創造については多くの関係者との議論や取り組みが粛々と進んでいることが分かりました。豊中市自らの開発案件や投融資がない中での再整備に一定の限界があることは十分承知していますが、国や府の制度利用、調整機能など知恵を出し、汗をかくことで役割を果たすことが可能と考えます。また、駅前広場の再整備や交通混雑解消に向けた取り組み内容や方向性については理解いたしました。ただ、現段階でも取りうる手段はあるわけで、中央部分への車の乗り入れの是非や周辺地域を含めた中央分離帯を工夫したスムーズな右左折レーンの設置など研究と検討をお願いしておきます。

次に、千里中央駅の可動ホーム柵についてですが、乗降客の安全確保のためには遅すぎたくらいです。一方、乗降客数やホームの構造、強度なども影響しているものと思いますが、市内を走る阪急電鉄各駅の対策がおろそかにされていることが不思議でなりません。むしろ、特急や急行など高速で通過する電車が多い駅利用者にとっては、日常的に危険にさらされており優先順位が逆といわなければなりません。鉄道事業者を巻き込んだ対策を至急に進めるよう強く要望しておきます。

【再生エネルギーについて】

（一問目）

再生エネルギーについて伺います。猪名川流域下水道原田処理場では消化ガスによる発電を行っており、施設内で利用しています。これまで余剰ガスを発電して再生エネルギー固定価格買取制度を活用して売電を行えば、収益につながると提案してきましたが、実現しなかったことは残念です。しかしながら、提案の趣旨は正しく、消化ガスによる固定価格買取制度は差益が大きいことから民間の参入があり、原田処理場としては消化ガスによる発電を止め、売却を決めたと聞いています。その経緯と進捗状況、これによる収益についてお聞かせください。また、同施設内では污泥からリンを試験的に抽出されているとのこと、応援してきました。他市でも同様の試験を行い、成功事例も報道で拝見しましたが、本市においての状況をお聞かせください。

＜答弁＞

猪名川流域下水道原田処理場では、場内で発生する消化ガスの余剰分で発電を行い、発電した電力を処理場内で消費していますが、発電設備の老朽化に伴い設備更新について事業主体である大阪府と兵庫県を交えて検討した結果、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用し、余剰ガスを民間に売却して民間事業者が発電する消化ガス発電事業を行う結論に至りました。

平成27年7月から発電事業者を公募選定し、現在、発電事業者が関係機関と設備認定に向けての手続きを行っており、終了後、発電事業者と本格実施に向けての事業契約を行い、平成29年4月からの発電事業開始を目指しております。なお、事業期間は、20年間となります。

この事業を実施することで、原田処理場の維持管理費に年間約4100万円から7000万円の収入が見込め、豊中市の負担金は、約1300万円から2300万円の削減になります。

また、リンについての状況ですが、原田処理場ではリン回収に向けての産学協同での実験にフィールド提供を行っていましたが、2年前に終了しております。その後、実績を積むために他の処理上での実験に移られております。

原田処理場でのリン回収については、事業主体の府県とも事業としての計画は考えておらず、今後は流域下水道全体の課題として取り組んでいかれると思われれますので、よろしくお願い致します。

（意見・要望）

再生エネルギーについてですが、消化ガス発電については提案をふまえ、負担軽減に取り組まれ、数千万円にのぼる財政効果を生み出したことは高く評価しています。今後、さらなる再生エネルギーの有効活用を検討して頂くことを要望しておきます。

【幼児教育について】

(一問目)

幼児教育について伺います。平成23年度に幼児教育課がなくなり、教育委員会からこども未来部へ事務委任されました。昨年度より公立は全てこども園となり、時を同じくして教育委員会のあり方が見直され、市長の権限が大きくなりました。幼稚園全園を一斉にこども園とすることで、大きなし寄せがあったと思います。来年には園歌も復活していただけるということで、適切な見直しも進んでいると評価しますが、一年を振り返ってみて幼児教育を担う市の見解をお聞かせ下さい。通園区域がなくなり、通園バスも廃止され、長時間保育の子どもがいたり、転所も増えて入所しても卒園しない子どもがいるなど、先生方の働き方、子どもとの関わり方も変わっていきます。民間の幼児教育は建学の精神に基づいて実施されていますが、公立が担う幼児教育はニュートラルな立場で、それらの模範となって運営され、2万人以上の卒園児を輩出してきました。とりわけ豊中の公立幼稚園は公開保育を実施し、市内外から多くの視察を受け入れ、公開保育の後には、協議会を開き先生方の研修の場となってきました。これらをしっかりと、こども園になっても全園で実施できるよう、取り組むべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。教育行政方針には幼児教育の充実とありますが、実際にはどのようにマネジメントしておられるのか。また、教育委員会はこども園での幼児教育のあり方をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

<答弁>

今年度すべての公立幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園に移行し、2年間をかけて作成いたしました豊中市立幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領に基づき就学前児童の教育・保育に取り組んでいます。

「健やかな心と体をもつ子ども」「主体的に考え行動する子ども」「豊かな感性をもつ子ども」「自分なりに表現する子ども」をめざす子ども像とし、子どもの個々の発達に即した指導計画に沿った取り組みを推し進める中で、幼稚園・保育所それぞれが大切にしてきたものを融合させ、よりよいカリキュラムになるよう、また、教育・保育の質の向上につながるよう今後も実践を積み重ねて参ります。

お尋ねの公開保育は豊中市が大切にしている教育・保育を広く市民に知っていただくこと、またその質の向上を目的として実施しています。

旧の幼稚園では評議員や学校、他市町村等にも紹介をし、各園の保育にアドバイスをを行う講師を招いて参加者、講師、職員で研修を行っております。

一方、旧保育所では職員間で他のこども園に出向き、指導や助言を行いながら参加者同士の交流や意見交換を行っています。

今後においても、各園の状況に合わせて効果的なスタイルで公開保育を実施し、保育教諭としての専門性を高め、市内全域の幼児教育・保育の充実に努めて参ります。

また、幼児期は、社会の一員として生きていくための道徳心や社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であると考えます。特に就学前に基本的な生活習慣や規範意識を身に付けていることが、その後の学びの基礎力にもなることから、それらの取り組みの交流が「幼保小連絡協議会」で行なわれております。それぞれの小学校におきましても、交流授業などが行われていますが、今後は、認定こども園のカリキュラムと小中学校の道徳や各教科の取り組みが系統的、効果的に実施されるよう教育委員会との連携のもと研究を進めてまいります。

(意見・要望)

幼児教育について意見、要望をします。節分に豆まきをする、ひなまつりの段飾りやこいのぼりの掲揚、七夕やクリスマスなど、日本の伝統行事や多文化を理解する行事は、すべてのこども園で必ず実施して欲しいと思います。幼児教育のマネジメントについては、教育委員会はこども未来部から保育指導案の提出を受け、どのような教育が展開されているのか確認して頂きたいと要望しておきます。

【障害児教育と福祉施策について】

(一問目)

障害児教育と福祉施策について伺います。昭和53年より障害児教育基本方針を定め、施策展開を行ってきたことは先進的であり、高く評価しております。とりわけ、共に学び、共に育つという考え方は学校現場では広く理解されています。しかし、そうした教育を展開してきた豊中市は、共に学び、共に育つ社会となってきたでしょうか。本市の障害児教育を受けてきた子どもたちは、立派な成人になっています。障害児は障がい者となり、日常生活を送っています。高校進学という節目で障がい者としての進路があり、障がい者としての生活があります。その現実を目を向けないままに「共に学び、共に育つ」というのは、残念です。また、みのり園の民営化やたちばな園の指定管理条例案が上程されましたが、こうした施策展開は、先進的に障害児教育基本方針を定めるなど障害のある人の地域における自立と社会参加の実現に積極的に取り組んできた豊中市の経緯からは障害福祉施策の後退とも捉えかねませんが、市の考え方を教えて下さい。

<答弁>

現在、障害者権利条約の批准に伴う、国内の法整備等により、各分野で共生社会形成のための取り組みが進められていますが、本市においても、これまでの障害児教育の取り組みを謙虚に振り返り、今後も、共生社会の形成を目的とした障害児教育を進める必要があります。

4月1日改定の豊中市障害児教育基本方針(改定版)を契機に、一人ひとりの障害の状況に応じた指導の充実をはかりながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに発展させ、保護者や地域社会への相互理解をはかる様々な取り組みと、福祉、医療、義務教育修了後の教育など、関係機関との切れめのない連携をはかる取り組みにより、障害児の就学から就労までの自立と多様な社会参加へつながるよう努力してまいります。

豊中市で「ともに学び、ともに育つ」教育を体得した全ての子どもたちが、次世代のより良い共生社会形成を担う人材へと成長するよう今後も努力していくことが、学校教育が果たすべき責任であると認識しておりますのでよろしくお願いいたします。

本市における障害福祉施策については、市域に民間障害者施設がなかった昭和40年に府内各市町村に先駆けて、知的障害児の通所施設である「あゆみ学園」を開設し、その後身体障害児の通所施設「しいのみ学園」、昭和50年には18歳以上の知的障害者を対象とした「みのり園」、昭和55年に知的障害者の授産活動をおこなう「みずほ園」と身体障害者の授産活動をおこなう「おおぞら園」を開設し、平成元年には重度の身体障害者の通所施設として「たちばな園」、その翌年には障害福祉の活動拠点となる「障害福祉センターひまわり」を開設し、常に他市に先駆けて障害福祉施策の取り組みを進めてきた経過がございます。これらの取組みの趣旨は必要なセーフティーネットの整備であり、その根本趣旨は現在も変わるものではなく、今回のみのり園の民営化やたちばな園への指定管理の導入も必要なセーフティーネットをより拡充するためでございます。両施設が開設された時代には民間での社会資源は限られた状況にあり、行政が先行してセーフティーネットの役割を担ってまいりましたが、この間、障害福祉サービスに関連する法整備やサービスとしての制度構築が進む中、民間事業者による社会資源も充実してきた状況にあります。また、一方で新たな障害福祉ニーズに対しては、サービスのソフトやハード面に課題があることから、充実してきた障害者の通所サービスについては民間事業者に委ね、行政は限られた財源と人材を新たな障害福祉

ニーズの対応にあてることにより、市域全体のセーフティーネットの拡充に資するものでありますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

障害児教育と福祉施策についてですが、豊中市は先進的な取り組みとして、学校の空き教室を授産施設に対し、無償貸与してきました。しかしながら、障害児教育基本方針の精神は伝わらず、社会は大きく変化しているとは思えません。転出入の多い本市においては、永遠の課題なのかもしれません。したがって、学校教育のみならず、社会教育をはじめ、大人への啓発に絶え間なく取り組まなければなりません。行政はもちろん、民間福祉事業者の努力も求めておきます。行政、民間、地域住民が一体となって、「共に学び、共に育つ」社会を目指して取り組みを期待しておきます。

【有権者教育について】

（一問目）

有権者教育について伺います。今年の参議院議員選挙から18歳への投票年齢引き下げが実施され、高校在学中に有権者となり、選挙が実施される可能性もあり、様々な課題が挙げられています。そもそも有権者教育は、これまでは家庭や地域が担っていたのかもしれませんが、都市化が進行し、核家族化、地域の希薄化などにより、学校で担わなくてはならなくなっています。しかしながら、教職員も自分たちがそのような教育を受けてきたわけではなく、総務省と文部科学省による副読本が提供されても、困惑するのは当然だと考えます。本市は選挙管理委員会が平成20年度より選挙用品貸出事業をはじめており、啓発活動を行ってきましたが、学校の受け入れ状況は芳しいものではありませんでした。しかし、本市の選挙管理委員会の取り組みに、やっと時代が追いついてきたわけですが、学校だけが重荷を背負うのではなく、力を借りるべきは地域であり、とりわけ明るい選挙推進協議会の委員のみなさんや、市政とも密接に関わる各種団体ではないかと考えます。

そこで質問します。教育委員と選挙管理委員が会合を行ったと聞いていますが、どのような内容で、どのような合意がなされたのか教えてください。選挙管理委員会の先進的な取り組みが学校現場で活かされてこなかったことを振り返り、教育委員会としての考え方を教えてください。また、選挙管理委員会は明るい選挙推進協議会をはじめ各種団体との連携について、活動状況を教えてください。

＜答弁＞

選挙管理委員会委員と教育委員会委員の意見交換会は、昨年度からこれまでに3回実施され、今後も継続して実施される予定となっています。

この中では、本市における投票状況等のほか、選挙啓発や主権者教育の状況について、例えば、選挙管理委員会による多様な媒体等を活用した啓発、小・中学校における実際の投票箱等を使用した授業や中学校生徒会活動での取組み等についての情報共有と、意見交換が行われました。意見交換におきましては、一例を挙げますと、若年層への啓発について、高校生や大学生への働きかけの必要性、選挙権獲得の歴史を学ぶ大切さ等について意見が出され、昨年度に実施された、大阪大学での期日前投票所の設置は、この意見交換が契機となったものとお聞きしております。

学校においては、社会科で学ぶ政治の仕組みや選挙制度について、単に知識としての理解で終わることなく、実生活とも関連付けながら学習する必要があると認識しております。そのため、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、教科や特別活動などの様々な機会を活用して、多様な参加体験型学習を充実してまいります。具体的には、実際の選挙用品を活用した模擬投票などの実践的な学習活動や出前授業、話し合い活動などを取り入れた指導を行うとともに、その実践事例の普及を図っていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、明るい選挙推進協議会との連携についてですが、啓発広報誌「白ばらとよなか」の発行のほか、公民分館の文化祭や成人式記念行事「二十歳のつどい」などでの啓発物品の配布、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の実施などに取り組んでいます。

次に、同協議会を含めた各種団体との連携についてですが、小学校への出前授業を青年会議所と協働で、昨年度1校、本年2月に1校実施しました。また、昨年10月には「18歳選挙権」をテーマにした講演会を、同協議会や青年会議所のほか、若者の選挙啓発に取り組んでいる学生団体などと共催で開催したところです。今後の予定ですが、本年4月からは、

これらの団体や豊中記者クラブなどの協力を得て、若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」として、市内の学校へ出前授業を実施することとしておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

有権者教育についてですが、豊中市の選挙啓発の取り組みは、大阪大学での期日前投票所をはじめ、選挙備品貸出事業など先進的であり、これに教育委員会が協力することで、若者の政治に対する関心は大いに高まるものと期待しております。10代投票率で日本一を目指すことこそ、子どもの未来が輝くまちづくりにつながると信じています。そのための課題を一つ提起しておきます。大学生や、単身赴任でお勤めの方が住民票を居住地に移すことを促してください。豊中市民の大学生のうち、どれくらい他市へ下宿しているでしょうか。しっかりと下宿先で住民票をとって、権利を行使するようにしなくてはなりません。また、豊中市に下宿している大学生、とりわけ阪大生と音大生だと思いますが、住民票をおいていただくよう啓発してください。そうでなければ、阪大の期日前投票所は単なるパフォーマンスでしかないと思います。選挙管理委員会はもちろん、教育委員会が地に足をつけた啓発をお願いいたします。

【豊中市いじめ防止基本方針について】

（一問目）

豊中市いじめ防止基本方針について伺います。まず、今回、いじめ防止基本方針を策定するに至った経緯を教えてください。次に、豊中市におけるいじめの現状と実態について、ここ最近の認知数の推移、主ないじめの内容を教えてください。また、いじめの発生抑制、早期発見、発生した場合の対策として、それぞれどのようなことを実施されてきたのか、さらにそれぞれの対策の効果や課題についての教育委員会の評価を教えてください。一方で、今回の方針策定に合わせた新たな取り組みや設置する組織について、既存の取り組みや組織との違いと期待する効果について教えてください。

＜答弁＞

豊中市いじめ防止基本方針の策定に至った経緯でございますが、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、また同年10月に文部科学省がいじめ防止のための基本的な方針を策定したことから、本市におきましても、これらを参酌し、いじめ防止等の対策を総合的、効果的に実行するために策定したところでございます。

次に、ここ最近のいじめの認知数の推移でございますが、平成25年度は小学校132件、中学校59件、平成26年度は小学校145件、中学校89件、平成27年度は12月末の段階で、小学校259件、中学校118件でございます。いじめの主な内容といたしましては、冷やかしからかい、悪口やいやなことを言われるが多く、仲間外れや、暴力を受ける件数が増加傾向にあります。

また、対策及びそれらの効果と課題につきましては、いじめ事案の早期発見・早期対応を徹底し、教育委員会と連携しながら学校として組織的に事案の確認や指導を進めていることから、いじめの認知力の強化につながるなどの効果があがっていますが、その反面、管理職等への報告が遅れるなどのケースが依然あると認識しております。

今回の取り組みや設置する組織につきましては、いじめ問題対策連絡協議会や、いじめ防止等対策審議会等を設置し、関係機関や団体との連携及び連絡調整等の強化を図るとともに、いじめ問題にかかる審議や、迅速な調査を行うことができるよう、新たに体制の整備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

（二問目）

豊中市いじめ防止基本方針について再度伺います。市のいじめ防止基本方針とは別に、各学校において学校いじめ防止基本方針を策定され、学校におけるいじめの防止対策組織の設置をされているようですが、どのような組織なのか、教えてください。また、学校いじめ防止基本方針では、各学校の実情に合わせた組織的な行動計画が示されているとのことですが、学校におけるいじめに対する既存の組織体系や対応の課題と、新たな対策組織の設置や行動計画の策定によって期待されている効果について教えてください。

＜答弁＞

本市すべての小中学校におきまして、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定済みであり、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織も同時に設置しております。構成員は校長、教頭、教諭、養護教諭、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなどとなり、人数や名称も学校によって様々でございます。

期待されている効果につきましては、学校におけるいじめの初期対応において、情報が共有されず、いじめの解決に時間を要するなどの課題があることから、対策組織の設置や行動計画の策定によって、構内の組織が強化されるとともに、関係機関等とのより一層の連携が図れ、弁護士や心理・福祉等の専門家からの適切な助言を得られるなど、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に進めていく体制の構築ができるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

豊中市いじめ防止基本計画についてですが、策定に至った経緯から、方針策定に合わせた新たな取り組みや設置する組織について、また、新たな組織に対して期待する効果について理解しました。また、学校におけるいじめの防止対策組織について、またその組織に対して期待する効果についても理解しました。ここ最近のいじめの認知数は増加傾向にあり、今年度は急増しており、見過ごされずに認知され、対応されている件数が伸びていると考えれば必ずしも悪いことではないと思います。ただ、認知されても、学校現場でも、学校と教育委員会との間でも情報共有や報告等の面で課題があり、早期解決に至らないなどの課題があるようで、新たに設置される協議会や審議会、学校現場で設置されているいじめの防止対策組織等がそれらの課題の解決につながることを期待したいと思います。一方で、いじめの発生抑制についてはご答弁で触れられませんでした。そもそも、いじめそのものが起こらないことが最も望まれることですので、いじめが起こらないための取り組み、いじめが起きにくい環境作りについても調査、研究を重ねるとともに、実践していただくことを強く要望しておきます。

【任期付校長について】

（一問目）

任期付校長について伺います。豊中市における小中学校の校長職を公募して4年が経過します。これまで4人の方をお迎えしたわけですが、まず任期付校長の制度についてどのように評価をしているのかお聞かせください。また、この二年間は公募をしていないようですが、なぜでしょうか。小中あわせて59校ありますが、どれくらいを公募していくのが適正と考えておられるのか、今後の公募予定もあわせて教えてください。最長5年の契約ですが、任期満了を迎える方も出てきました。任期付校長を経た方は、民間の感覚をもちながら、学校現場で様々な苦労や経験をされた貴重な人材であると考えます。ご本人の希望はあると思いますが、教育委員会で働いてもらうなどの考え方はないのかご見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

任期付校長の制度については、豊かな社会人経験をもとに、組織マネジメント力と情報発信力を有した人物に明確なビジョンを持った特色ある学校づくりを期待しており、現配置校においても社会人経験を生かした独自の発信力と行動力により組織力の向上が図られ、家庭や地域から信頼される学校づくりが進められていると評価しております。

また、この二年間公募していない理由ですが、平成25年度に大阪府教育委員会が校長の再任用制度を設けたことを受け、現職校長の定年退職者数に対して新たに校長に登用する数と再任用を希望する数を検討した結果、任期付校長の公募を見送ることとしました。適正な公募数や今後の公募予定につきましては、必要となる校長の数を見極めながら検討が必要であると考えております。

なお、ご指摘いただいた任期満了後の活用につきましては、ご本人の意向もありますが、管理職としての経験を生かして、本市の学校教育にご支援いただくことも検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

（意見・要望）

任期付校長についてですが、任期付校長の多くは、民間での経験を活かし、教育現場に新しい刺激を与えました。教育委員会として評価されているわけですから、早期に公募を再開し、継続して頂きたいと要望しておきます。また、校長の再任用については、府の取り組みとも関わることですが、校長先生の定年後の職場を確保することと、役職を継続することは別問題と思います。校長先生だけが管理職で再任用するのではなく、原則は教諭に戻り、定年後を校長として考えるのであれば、任期付校長の公募のなかで競うことも検討してください。最後に、校長だけが民間経験をもっているのではなく、教職員も多様な経験ができるように検討して欲しいと思います。小学校から中学校へ赴任、日本人学校へ赴任、教育委員会や市長部局へ赴任、民間との人事交流など、こうした経験は先生のモノの見方や考え方を多様化し、子どもたちへの接し方や保護者対応などにおいて、活かされると思います。

【図書館の自動貸出機の運用状況について】

（一問目）

図書館の自動貸出機の運用状況についてお伺いします。市内3館に26年度末より導入した、自動貸出機の運用状況について、当初の目標通りの利用率を達成しているのか詳しくお聞かせ下さい。

＜答弁＞

市内3館におきまして26年度末より自動化に着手いたしました。セルフ貸出機を岡町・野畑・千里図書館に、返却機を野畑・千里図書館に、予約棚を千里図書館に導入し、利用の定着を目指して、操作の説明を丁寧に行うよう心がけてまいりました。その結果、待ち時間の短縮や、調査・案内の充実につながっております。

セルフ貸出機の利用率につきましては、千里図書館では95%、野畑図書館では75%、岡町図書館では58%となっております。予約の貸出をのぞくと、セルフ貸出機、返却機、予約棚を導入した千里図書館では97%、セルフ貸出機と返却機を導入した野畑図書館では91%、貸出機のみ導入した岡町図書館では76%となっております。

館による利用率の差の要因として、セルフの予約機および返却機の有無による他、施設の構造の違いやカウンターでの対人サービスを希望される方の割合の差などが考えられます。

（二問目）

図書館の自動貸出機の運用状況について再度伺います。先ほどのご答弁では、千里図書館の利用率が極めて高く、評価できるわけですが、岡町図書館の利用率がかなり低い印象を受けます。原因分析として貸出機以外の返却機や予約機の有無、施設構造の違いや対人サービスを希望される方の存在を上げられましたが、それらを踏まえた上で今後どのような取り組みで貸出機の利用率向上を図られるのか見解をお聞かせください。

＜答弁＞

岡町図書館は、ワンフロアではないため、セルフ貸出機を一か所にまとめる配置が困難であるなどの制約があります。また、他の館に比べ、職員との対話を通じた貸出の希望が多くあり、それらのご要望も尊重しながら、すすめてきた経緯がございます。

今後は、さらにセルフ貸出機の簡明な利用方法の掲示など、工夫をはかるとともに、引き続き、どなたでもご利用いただけるよう丁寧な案内に努めてまいります。

（意見・要望）

図書館の自動貸出機の運用状況についてですが、図書館によって自動貸出機の利用状況にこれほど差が開いていることは残念です。施設の構造の違いなどはあらかじめ分かっていることであり、それに対応した策を講じておかなければならないのは当然のことではないでしょうか。先日、このことも踏まえて現場を見に行かせて頂きました。たまたまかもわかりませんが、自動貸出機を利用している人は3台も機械があるにもかかわらず一人もなく、逆にカウンターには職員さんが3人入っておられて3人ともが対応されている状況でした。必ずしも貸出対応をされていたとは限りませんが、少なくとも言えることはカウンターが従来と同じ大きさ・規模で設置されていれば、貸出機を利用しようという動機づけに

結びつかないのではないのでしょうか。銀行でも、窓口だと手数料が高い、待ち時間が長いなど、機械のほうが得だと思っから人はATMを利用する動機づけになるわけです。さらに、カウンターには未だに『貸し出し・返却』という表示がしてあり、貸出業務を機械へ誘導しようという意気込みが感じられませんでした。対人サービスを望まれる方の存在については、どこまでもそのニーズにこたえる対応をしている限りはそのニーズは減らないわけであり、より質の高い図書館サービスへの移行を目指しておられる現状においては、本来的に対人サービスをしなければならない人に対応できなくなるという、自己矛盾を引き起こすことにもなり、そのために行革が進捗しないという結果は決してあつてはならないことと考えます。市民への対応の哲学を根本から見直す必要があるのではないかと強く指摘させていただきます。

以上、他項目にわたり質疑をさせて頂き、評価をさせて頂いた項目もあれば、厳しく課題提起をさせて頂いた項目もあり、加えて改善策も提示させて頂きました。改選後に新たに結成した会派「無所属の会」として初めての代表質問となりましたが、一定、会派の特色、目指すべき市政運営、まちの方向性を示せたのではないかと思います。克服すべき課題などが少なからずあることは理解しますが、是非とも、今回の質疑を真摯に、かつ前向きに受け止めて頂き、一つ一つ着実に取り組み、成果をあげて頂くことを期待し、無所属の会の代表質問を終わりたいと思います。